

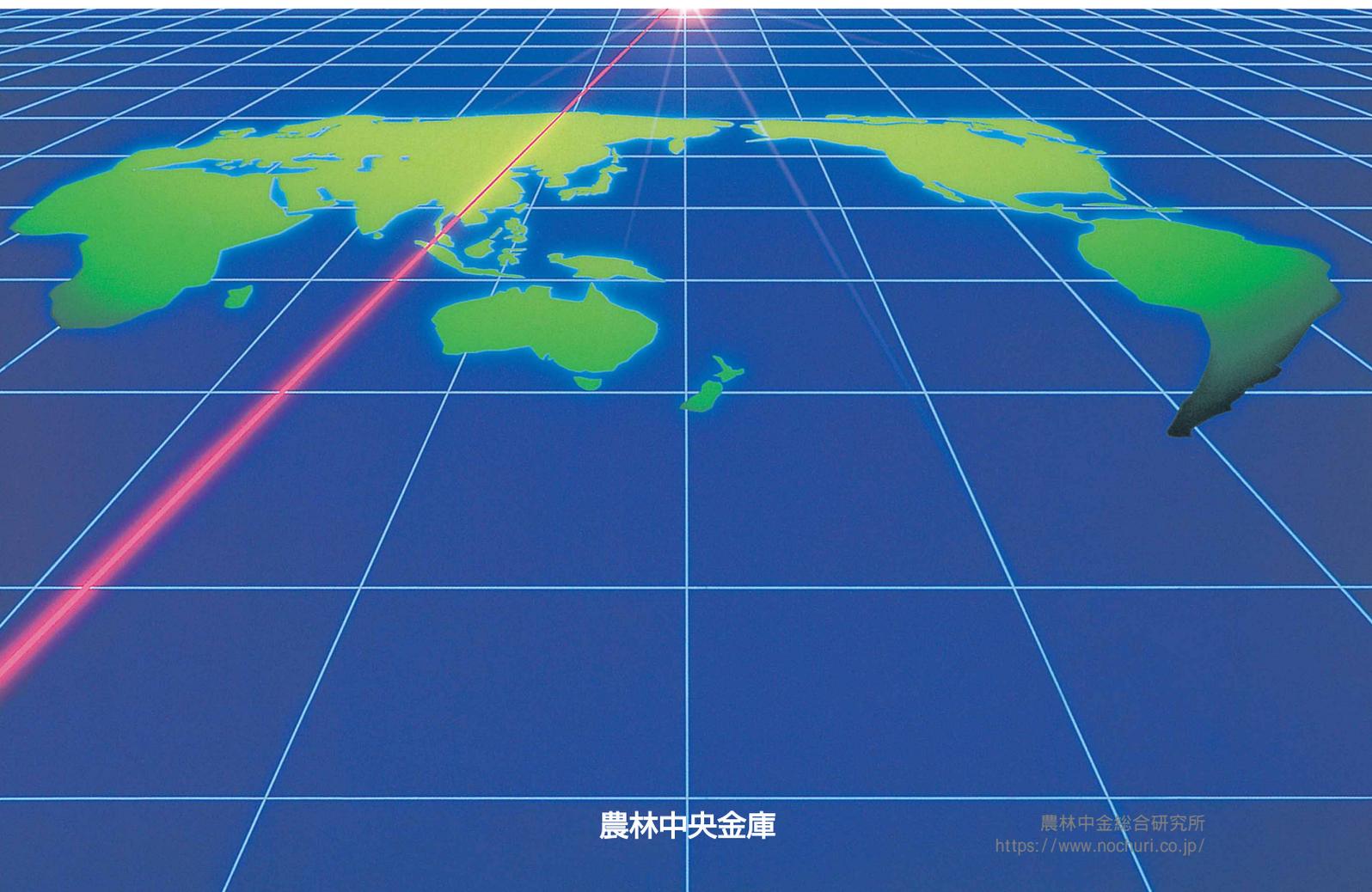
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 **4** APRIL

## 沿岸漁業の制度と漁協

- わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化
  - 漁業権の運用における漁協の役割
- 地域金融機関による農業ファンドの取組み



## 農業金融と農業簿記・会計の再構築

日本農業は、農業従事者の高齢化と世代交代が進むなかで新たな国際環境に直面しており、農協系統はこの変化に適切に対応していく必要がある。しかし、近年政府が進めてきた農政・農協改革は、論理と実証を欠いた強引で一方向的なものと言わざるを得ず、農業・農村の現場は翻弄され続けてきた。

政府は「農業競争力強化」として資材価格低減や農地集積、法人化を進めようとしているが、その描いている日本農業の将来像は一面的であり、消費者との連携や資源循環、環境を視野に入れた、より幅広い農業論、農業観が必要である。「担い手」育成とは言うが、認定農業者の数は農家・農業経営全体の1割程度であり、正組合員戸数のわずか6%にすぎない。現実の地域農業は多数の小規模な兼業農家や高齢農家が多く部分を支えているのであり、一部の法人化した農業経営体のみが生き残り、株式会社が農業生産を担えば日本農業の競争力が強化されるという考えは誤っており、多様な担い手が共存してこそ地域社会は維持されることを農政は理解すべきである。

その一方で、成長する農業経営に対して農協がどう向き合いどうサポートしていくかということも重要な課題である。こうした農業経営が農産物販売に占める割合は高く、資金ニーズもある。特に、今年度から収入保険が導入され、その対象は青色申告を行っている経営体であるため、今後、農業簿記・会計がますます重要な意味を持つことになるだろう。

農中総研では、農業構造の変化に対応して農協営農指導事業の改革が必要になるとの認識から、これまでその実態と今後のあり方に関する調査・研究を行ってきた。そのなかで欧米の制度についても調査を行い、デンマーク、フランス、ドイツにおいて農業会計に対するサポート体制が充実していることを知った。農協営農指導事業は技術的アドバイスの機能とともに経営管理支援が求められており、農協はこれまでも青色申告の支援に取り組んできたが、今後は農業金融と簿記・会計の関係を強化していく必要がある。

私は先月、『経営実務』から依頼されて農協をはじめとする協同組織金融の発展過程を調べる機会を得たが、そのなかで小平権一の『農業金融論』（1930）を読み、その視野の広さと深さに圧倒された。小平権一は農林中金の前身である産業組合中央金庫の創設に深く関与したが、戦時中に統制経済の中心的役割を果たしたため、戦後は一時公職追放となりマイナスの評価を受けてきた。しかし、今回その著書を読み、農業金融の体制整備にかけた小平の情熱を知ることができた。

また同時に、ライファイゼン、二宮尊徳、平田東助、柳田国男など協同組織金融の構築にかけた優れた先人の熱意を改めて実感した。ナジタテツオ氏（シカゴ大学名誉教授）は、『相互扶助の経済』（2015）において講や報徳思想を高く評価し、道徳哲学を失った近年の銀行を批判したが、市場原理を導入すれば農業の問題は解決するがごとき近年の農政・農協改革の路線を改め、こうした先人の遺産を受け継いで新しい時代に適合した農業金融と農業簿記・会計の再構築が必要になっていると言えよう。

（（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗・しみず てつろう）

今月のテーマ

沿岸漁業の制度と漁協

今月の窓

農業金融と農業簿記・会計の再構築

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗

わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化

田口さつき — 2

2つの事例から

漁業権の運用における漁協の役割

亀岡鉦平 — 21

地域金融機関による農業ファンドの取組み

高山航希 — 42

情勢

漁協自営事業の実態

——2017年度漁協アンケート調査結果から——

尾中謙治 — 54

談話室

小規模養殖経営と「組合管理漁業権」について

福井県立大学 名誉教授 長谷川健二 — 40

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化

主任研究員 田口さつき

## 〔要 旨〕

わが国の漁業制度の成立過程をみれば、漁業者による自主的なルールを制度に内包しようとする努力が読み取れる。

明治時代に政府が海面官有制を宣言したことで、漁業者の形成してきた秩序が壊され混乱を招いた。この反省を踏まえ、明治政府は漁業者の団体と漁業者の自主的なルールとを正当なものとして位置付けた。その後、明治政府は全国統一の漁業制度の設計に着手するが、ここでも漁業者主体の資源管理を重んじ、特定の漁場で漁業をする権利を漁業権として構築していった。

また、戦後には、自ら漁業を営む者が漁業権を保有すべしと提案するGHQと日本の水産局の交渉を通じ、漁業権制度のなかに「適格性」「優先順位」という概念が確立した。そして、漁業の民主化に向け、海区漁業調整委員会といった漁民の意見を反映させる仕組みが設けられた。このような歴史をたどれば、漁業における様々な規制の本質が明らかになるのである。

## 目 次

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| はじめに             | (4) 漁業組合同規約とオストロムの分類 |
| 1 江戸から明治への移行期の混乱 | 3 戦後の漁業法の立法過程        |
| (1) 海面官有制の衝撃     | (1) 漁業生産力向上に向けて      |
| (2) 漁場入札による漁村疲弊  | (2) 漁業の民主化へ          |
| (3) 歴史が伝えること     | (3) 適格性・優先順位の導入      |
| 2 漁業法の立案         | 4 現行の漁業権制度           |
| (1) 全国一律の漁業取締りへ  | (1) 漁業権と漁場計画         |
| (2) 旧漁業法にみる解決策   | (2) 漁業権行使規則の詳細       |
| (3) 漁業権者である漁業組合  | おわりに                 |

## はじめに

日本の漁業者は、紛争予防、乱獲防止のため、様々な規制の下で漁業を営んでいる。幸い日本には、漁業者間の紛争とその解決方法や取決めについて多くの文献があり、その経緯を調べることで規制の本質を理解することができる。

漁場では、その利用者を排除することが難しい（非排除性）が、利用者が獲った魚などの個々の資源は、所有権が発生し売買することが可能となる（競合性）。また、適切な利用が行われれば、資源は再生する。ノーベル経済学賞を受賞したオストロムの功績により、このような特性を持った生態系（以下「コモンズ」という）の利用者は資源管理のため有効なルールを形成するということが、経済学の分野でも認められてきた。

日本は、明治時代に全国統一の漁業取締制度を作ることを目指したが、既に沿岸漁場ごとに作られていたルールをどう扱うかが問題となった。また、戦後において、漁場の利用の在り方に加え、漁業の民主化という点で重要な議論が行われた。以下では、明治時代の漁業法と戦後の現行漁業法の成立過程に着目し、どのような議論が行われたかを確認する。また、オストロムのルールの分類に従い、日本の制度設計の特徴も考えてみたい。

## 1 江戸から明治への移行期の混乱

### (1) 海面官有制の衝撃

現代の漁業法の源流とされているのは、奈良時代の大宝律令（701年）のなかの「山川藪沢之利、公私之を共にす」という勅令である。これは、生態系がもたらす資源の利用について個人が独占してはならないという意味である。当時、魚を根絶やしに獲る漁法などが問題化していたとされる。

その後、江戸時代になると、「山野海川入会」（1741年）という法令が幕府から出され、このなかで「磯獵は地付根付次第なり、沖は入会」という原則が示された。これは、陸地に続く海面は漁村による自主的な管理の下、構成員が利用するものとする一方、沖は漁業者が基本的には自由に利用するというものである。これが全国的な原則となった。地先の漁場については、幕藩体制の下、農業における領主と百姓の関係と同様、漁村においても「本百姓は耕地に対する正租と夫役の義務を負ったが、その反対給付として主要漁場の占有利用権を与えられ、また漁業年貢を納め」（二野瓶（1981, 24頁））、漁業者は紛争が起きれば幕府または藩に訴えた。

漁具、漁法などの発展が進むと、紛争も一段と増えていった。紛争解決のために、漁業者は統治者の調停を受けながらルールを形成していった。例えば、東京湾沿岸の(注1)浦の代表者たちが紛争多発を受け協議を行

った。そして、1816年に44浦の代表が神奈川浦に集まり「内湾漁業議定一札の事」という契約を行った。このなかで毎年春に集まり、話し合いを行うこと、使用漁具を限定し、新しい漁法・漁具の利用は禁止することなどを決めた。

明治になると、状況は一変する。まず、廃藩置県により、領主がいなくなった。その結果、「今まで幕府または藩から、許可されていた各種の漁業特権は、失われたものとの見解もあり」（『東京都内湾漁業興亡史』〔以下「興亡史」という〕128頁）、全国各地で混乱が始まった（第1図）。

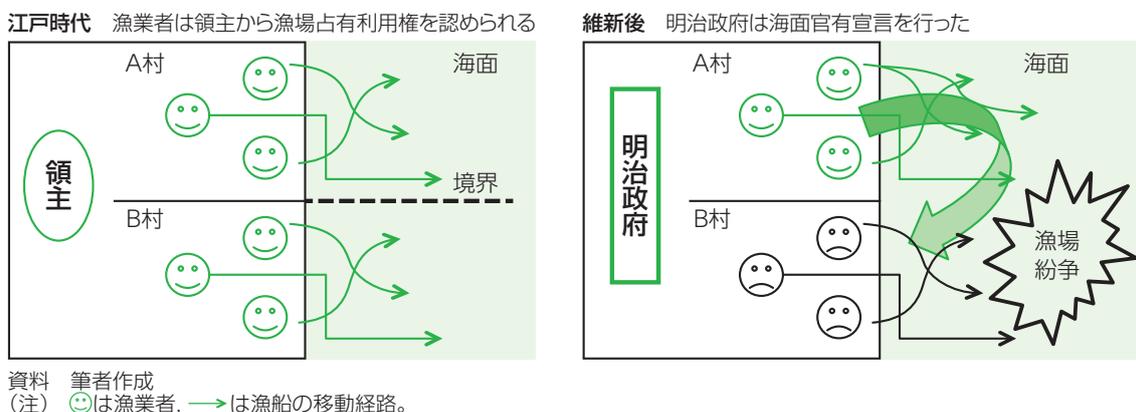
また、明治政府は1875年（明治8年）に統一的な租税制度を導入すると宣言し、これに伴い漁業者がそれまで領主に納めていた雑税が廃止された（明治8年太政官布告第23号）。さらに、政府は同年12月に、海面が国のものであるという、いわゆる海面官有宣言を行い、特定の区画を借りたい者は管轄庁に届け出るように指示した（同第195号）。同時に、従来課税されてきた分は借用料として政府に納める構想（海面借区制）が示さ

れた（明治8年太政官達第215号）。

海面官有宣言・海面借区制は漁場占有利用権を誰に許可すべきかを明らかにしていなかったことから、多くの漁場出願を引き起こした。「従来からの漁業者と、新規希望者は互いに競って、海面使用を出願し、このため、旧慣は無視され、在来所有していた権利を失った者や、新たに権利を得た者、また区域を拡張したものが続出」した（興亡史129頁）。また、漁業紛争は、隣接漁場との境界問題、漁業妨害問題など様々なものが起こり、各県から内務省等に問い合わせが相次いだ。

明治政府は1876年に海面を占有利用する者から借用料をとることを中止し、漁業者に府県税を課すこととした（明治9年太政官達第74号）。また、営業取締り上、出願はそのままであるが、なるべく「従来の慣習」に従うようにという指示を出した。しかし、紛争はその後も続いた。1881年（明治14年）に内務省は、廃藩置県以降に旧慣を変えたため適度な漁獲が行われなくなったことを指摘した（明治14年内務省達第2号）。その

第1図 隣接漁場との境界問題のイメージ図



うえて、実態を調べ、一層漁業を保護し、水産の生殖に注意すべきという通達を出した。近隣町村間の調整をさらに進め、広域的な漁場利用の円滑化を行うべきという認識は、1886年（明治19年）の漁業組合準則公布（後述）につながっていくのである。

（注1）浦は、漁業を専業とする者が住む漁村。幕府から保護された。これに対し、他の村（いわゆる磯村）は、自家消費用もしくは田畑の肥料として漁業を行うことが許されていた。

## （2）漁場入札による漁村疲弊

このように日本全国で混乱が起きている最中に、岩手県では漁場の入札制が1873年から始まり、1891年まで行われた。現代でも折に触れ「漁業の発展のために、漁場入札制を導入し、高値を提示した者に利用させてはどうか」という案が示されることがある。これは、経営力、資金力を持った者が漁場を利用することが経済的に望ましいという考え方である。そこで、岩手県の文献からどのようなことが起こったか、みていこう。

『岩手県漁業史』（以下「岩手史」という）によると、「この漁場入札制は、本県における漁場占有利用関係の特異性として注目されるものであり、マグロ建網・サケ建網・サケ地引網・サケ留・マス留・<sup>やな</sup>築留・<sup>す</sup>簀留など、漁場が限定される漁業に採用された。しかもこの制度は、旧来からの地元の漁民に占有されていた漁業権を消滅させ、あらたに漁場の占有利用権を入札によって免許するという、いわゆる漁場慣行上での大きな転換であった」（138頁）。特定の漁場の占

有に対し入札で決まった額が、新しい税額となった。

入札制がどのような変化をもたらしたかを知る手がかりは、岩手県水産部が発行した『岩手県漁業史料』から得られる。同史料は、1875年から1877年までの漁業に関する行政資料をまとめたものである。全入札を網羅しているわけではないが、漁場の占有利用の在り方を考えるうえで多くの示唆を与える。

1877年の資料が最も多く、同年2月に123漁場で入札が行われるとの公示がある。これに対し、入札を通じて形成された漁場占有料（新税額）がわかるのは、83漁場である。<sup>（注2）</sup>このうち、高額となった入札結果を示したものが第1表である。漁法としては、マグロ建網とサケ留である。漁場の占有利用権を得た者（以下「占有者」という）は、商人、もしくは金主（事業資金の出資者）と組んだ個人の連合であった。彼らの居住地

第1表 入札結果(高額漁場順)

	漁場	漁法	漁場占有料 (円)	占有者	占有者 居住地
1	重茂村 追切 3丁目	マグロ 建網	1,851.750	高平四郎右工 門(商人)/野村 茂右工門(金主・ 商人)	重茂村・ 宮古村・ 仁王村
2	重茂村 追切 2丁目	マグロ 建網	1,851.501	永田市太郎/野 村茂右工門(金 主・商人)	浦鉾力村・ 仁王村
3	釜石村 字大渡 川	サケ留	1,558.000	金崎五兵衛(商 人)/金崎権兵 衛(金主)	小槌村
4	大槌村 字大槌 川	サケ留	858.000	金崎五兵衛(商 人)/金崎松兵 衛/後藤直太郎	小槌村
5	重茂村 追切4 丁目	マグロ 建網	683.119	貫洞兼次郎(商 人)/貫洞定次 郎(金主)	飯岡村

資料 岩手県水産部漁政課『岩手県漁業史料』

により、漁場がある地域の住民ではないことがわかる。

入札結果は、他町村の住民が競り落とした漁場は高額となっている（第2表）。つまり、「漁場入札制は、（中略）税額の高騰化という過程をとおして、漁場の占有利用権の多くは他町村の者に集中していくこととなった」（岩手史139頁）。なお、占有者が地元民の46漁場でも、9漁場で農民、1漁場で商人、3漁場で資産家が占有者となっていた。なお、それ以外については占有者の属性が判明しない。

上述の83漁場のうち、1877年以前に設定された漁場占有料（旧税）がわかるのは53漁場である。入札により新たに設定された漁場占有料は平均で14倍ほどに増えた（第3表）。占有者が他町村の場合は20倍であった。

優良漁場は事業を志す人々をひきつけ、

**第2表 入札結果(漁場占有料)**

占有者の居住地	入札数	漁場占有料(円)	
		平均	標準偏差
地元	46	64.4558	276.5216
他町村	37	245.7633	417.0489
全体	83	145.2796	355.7274

資料 第1表に同じ  
 (注) 高札者の属性による漁場占有料はF検定により1%水準で分散に差があることが示された。

**第3表 入札結果(対旧税)**

占有者の居住地	入札数	対旧税(倍) <sup>(注)</sup>	
		平均	標準偏差
地元	34	10.45	20.97
他町村	19	20.02	30.13
全体	53	13.88	24.79

資料 第1表に同じ  
 (注) 漁場占有料(新税額)を1877年以前の漁場占有料(旧税額)で割ったもの。

そのため入札額が増加するのは当然とも考えられるが、思惑による入札参加があった。例えば、「重茂村追切4丁目漁場」（第1表の5）では、金主の貫洞定次郎は見込み違いのため免許を返上し、再入札となった。その結果、当初の漁場占有料（683円11銭9厘）から3分の1ほどの233円に下がった。

あるいは、漁業に新規に参入した者は、目先の利益獲得行動で混乱も生み出した。「釜石村字大渡川漁場」（第1表の3）の商人金崎五兵衛は、従来、捕魚禁止区域だった地域まで区画を広げることを請願した。また、高額漁場が多い宮古湾では、「入札制によるマグロ漁場の税高騰化はイカ漁に大きな被害を与え」（岩手史152頁）た。それは、マグロ建網で混獲された魚類を大小かまわず捕獲するようになったからだ。

地域にも混乱が及んだ。サケやマスの漁場の多くはそれまで村民共有だったが、漁場の高騰化により個人の占有となった。例えば、鶴住居村のマス留「大浜渡漁場」は村受（村が管理し、実際に利用するのは村民）だったが、士族の池田豊が旧税2円の8倍で競り落した。しかし、免許されて1か月もしないうちに、彼は巡査になるため上京するとのことで漁場を返上した。このように漁業に新規に参入した者は、漁場からの収益の見込み違いなどの理由により、早々に撤退することもあった。

入札制導入の目的は漁場占有料の不統一を競りにより正すことであった。しかし、結果的には短期的な利益を得ようとする者の参入による混乱を招いてしまった。

岩手県は「漁業税採藻税規則」(1880年)により、マグロ建網など入札されていた漁場は落札者の権利の存続期間が終わった後は、地元の漁業者の出願を受け、年限を定めず免許することとした。しかし、漁場占有料は前期と同額とし、高額なままだったので、村受、もしくは、村の連合による出願という現象が生じた。地元の漁業者が協調することにより漁場を取り戻したのである。

(注2)ただし、当時、漁場名が統一されていないなどの理由で公示された漁場名と入札結果がわかる漁場名が一致しないこともある。全漁場の入札結果がないので、詳細は不明。

### (3) 歴史が伝えること

以上の2つの事例からわかることは、漁業者たちは互いに漁場利用についてルールを作り守ってきたこと、そしてそれを考慮せず、「自由な」漁場参入を進めると、それまでの漁業者が形成してきた秩序が壊され、乱獲や紛争、さらには地域の疲弊が生じるということである。

コモンズとその制度について研究を行ったオストロム<sup>(注3)</sup>は、制度について「機能している一連のルール」と定義した(Ostrom(1990, p51))。そして機能しているルールとは、利用者、関係者が持つ「共通の知識」であるとした。さらに、共通の知識は、①すべての参加者があるルールを知っており、②すべての参加者が他者もそのルールを知っていると認識しており、③すべての参加者が「他者は『参加者がそのルールを知っていること』を知っている」と認識していること、とする。江戸時代にはこのような

漁業者間のルールが明文化されていないものも含め存在していた。しかしながら、明治になり、実情を踏まえぬまま政府が新制度を導入したことと、新制度が多くの漁業者に従来の慣習の廃止と受け止められたため、混乱が生じたのである。

また、前掲第1表の岩手県の優良漁場については後日談がある。第1表の重茂村の追切2, 3, 4丁目のマグロ建網漁場については、1882年に宮古湾岸の8か村が連合して免許を申請し、認められた。なお、マグロ建網事業によって得た「純益金の配分は八カ村に平等に分配されているが分配率は純益金全体の七五%をあて、残り二五%は、救荒の目的に一〇%、町村の学資金として一〇%、八カ村内の公共事業に対する補助金ないしは寄附金として五%を割当てている」(岩手史159頁)。8か村は協調し、地域の繁栄のため、利益の積立てを考えていたことがわかる。岩手県の事例は、漁場を占有利用するのは誰がふさわしいか、「資金力」「経営力」という基準だけで漁場の占有利用を許していいのか、地元への還元という観点をどう考えるべきかといった重要な問いを投げかけているのである。

(注3)オストロムの研究過程と業績については、森脇(2000)、田口(2014)などを参照。

## 2 漁業法の立案

### (1) 全国一律の漁業取締りへ

明治政府は近代国家を目指す過程で、全国一律の漁業制度を確立することを目指し

た。また、海面官有宣言以降に激化した紛争や乱獲をどう抑制するかが課題であった。その解として、明治政府は「資源の利用者による自主創設組織」(Ostrom (1990))に注目した。そして、この組織を公のものとし、自主的に定めたルールの実効性を確保することを目指した。

具体的には、「先づ捕魚採藻の期節、漁具漁法の制限等 実業上利害の関係最適なるものについて各地に民約を結ばせ」(片山(1937, 86頁)) するため、1886年(明治19年)に漁業組合準則(農商務省令第7号)を公布した。漁業組合準則は、漁業者に対して、区画を定め、組合を設け、規約を作り、さらに管轄庁の認可を請うよう求めた。こうした手続きを経ることで、漁業者が作った規約の正当性を管轄庁が保証する格好となった。その規約には、漁場利用についての漁業者間の自主ルールを盛り込むよう定められた。これにより、同じ漁業組合に属する組合員間では秩序の回復が図られていた。それにもかかわらず、より広域の海面では、漁業者の増加、漁具・漁法の発展に伴い、漁獲圧の上昇や県境などで新たな紛争が激化していた。

もともと農商務省は漁業組合準則公布時に「時期の熟するを待て一定の法規を布く」(片山(1937, 87頁)) 予定であった。1893年に貴族院議員の村田保による漁業法案(村田案)の提出をきっかけに、法案の検討が進んでいった。村田案のときから、免許を持った人のみが特定の漁業を行うことができ、その免許は行政官庁が統制するという

免許制導入の方針は決まっていた。ただ、立案にあたり、考慮すべきことが2点あった。その一つは「漁場の利用慣行をどう扱うか」で、もう一つは「どの漁業を免許制の対象にするか」であった。これらをどう乗り越えたのか、1901年(明治34年)に成立した漁業法(以下「旧漁業法」という)からみてみよう。

## (2) 旧漁業法にみる解決策

漁場の利用慣行、特に漁村構成員による地先漁場の集団利用慣行は重要な論点であった。漁村に住む人々にとって地先の漁場は共同で利用し、共同で管理する、村民全体の財産という意識が強かった。この漁場利用の慣行を権利としてどう表すか、そして誰にその権利を享有させるか検討された。明治初期は、村が漁場を保有する事例も多かったが、市町村合併が行われた1889年以後は、「新しい町村の中には、相対立し合う漁業部落も入りえたし、漁業に無関係な部落も入りえた。」(二野瓶(1981, 291頁))

そのため、漁業者の集団である漁業組合が漁村共同体の代替組織として浮上した。旧漁業法第19条では「漁業組合は漁業権の享有及行使に付権利を有し義務を負ふ」とあり、続いて、「但し自ら漁業を為すことを得ず」と組合自らが漁業をすることは否定された。それは、「漁業権を一朝不漁のために売飛さなければならぬ、他村の者の手に渡すが如きは漁村の秩序を乱し遂には瓦解を来すの原因」(熊木(1902, 41頁)) となるからである。同じように事業で債務を負う

ことへの恐れから漁業組合には経済事業を行うことは想定されなかった。

免許の対象である漁業については、水産動植物の生態および漁業種類の把握と分類がきちんとできていないと法の実効性が保たれないことから、法案の作成において試行錯誤が続いた。この結果、旧漁業法では「免許漁業」と「許可漁業<sup>(注5)</sup>」という概念が作られ、それぞれの内容が漁業法施行規則（1902年成立、以下「施行規則」という）に詳細に定められた。この「免許漁業」が、現在の漁業権の原型となっている。

免許漁業は、①定置漁業、②区画漁業、③特別漁業、④専用漁業の4つから構成された（第2図）。いずれも出願に基づき、出願者に「漁業権」が免許された。同権利は、当時の農商務省役人の熊木治平によると「公有水面で他人を排斥して或特定の漁業を為すことの出来る権利<sup>ある</sup>」（熊木（1902、23頁））である。免許の期間は20年で漁業権を受けた者は申請により更新することができた。

①の定置漁業は定位置に漁網などを敷設するもので施行規則には7種類が列挙され

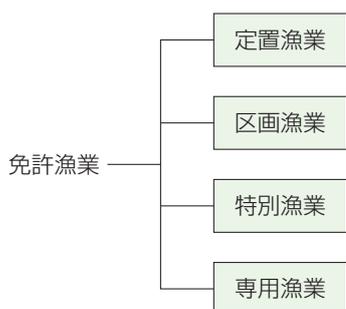
た。そして、②の区画漁業は一定の区域で行う養殖業が3種類、③の特別漁業は追込場など一定の場が必要となる漁業で9種類挙げられた。これら①～③の免許漁業は、特定の設備が必要であるか、他者を受け入れる余地のない漁業である。漁業を行うために必ず免許が必要となり、個人もしくは漁業組合が出願できた。

これに対し、④の専用漁業は多数の漁業種類が存在し、複数の人々が同じ漁場で漁業をすることが可能であった。そこで、旧漁業法では専用漁業権を漁業権者が専ら特定の水面<sup>(注6)</sup>を排他的に利用できる権利と定義した。

専用漁業権は、慣行専用漁業権と地先水面専用漁業権（以下「地先権」という）に分かれた。前者は、従来、水面を専用していたという慣行に基づき、免許された。これに対し、後者は地元の漁業者たちを代表する漁業組合のみが免許の対象だった。地先権は、①～③以外であれば複数種類の漁業を行うことができるが、「漁業組合に於いて<sup>お</sup>其の地先水面の専用を出願したときは行政官庁は漁業の種類を限定して免許を与えることを得」（旧漁業法第5条）と、漁業種類は限定された。

政策立案者によって漁業権は、「一種の財産権」と考えられていた。そのため、旧漁業法第7条では、「漁業権は、相続、譲渡、共有及び貸付の目的と為すことを得」とされた。「但し、地先水面専用の漁業権を処分するは行政官庁の認可を受くることを要す」と、自由に処分できなかった。これは、地

第2図 旧漁業法の免許漁業の分類



資料 筆者作成

先権は、免許される漁業組合の「組合員に取りては重要な権利の処分を自由に任ずが如きは当初免許を与えた漁村維持の趣旨」(熊木(1902, 26頁))に反することだからだ。旧漁業法成立後、多くの漁業組合は慣行があっても地先権の出願をした。それは、「慣行専用漁業権はいったん免許されると漁業種類の増加や漁場区域の拡張が不可能」(平林・浜本(1980, 156頁))だったからだ。

(注4) 原文は、漢字とカタカナ表記である。以下同じ。

(注5) 許可漁業は、旧漁業法第13条を根拠に施行規則に列挙された5種類の漁業。漁業取締りと植物の繁殖保護のため、地方長官の許可を通じて参入者数を調整することとされた。

(注6) 旧漁業法制定後は、海面より水面という表現が使われるため、以下では水面を使う。

### (3) 漁業権者である漁業組合

漁業協同組合の前身である漁業組合は、1886年(明治19年)に漁業組合準則を根拠法として日本各地に設立された。「漁業規制による漁場秩序の維持を目的とする漁場取締役・公共組合的」(岩手史313頁)な組織であった。

しかし、旧漁業法では漁業権者として漁業組合を新たに設立することを定め、1902年(明治35年)に漁業組合の設立方法や運営方法などを定めた漁業組合規則(以下「組合規則」という)が成立した。その後の漁業組合は、「漁業法施行以前の漁業組合とは全<sup>まる</sup>て違ふ」(熊木(1902, 38頁))組織となった。

最も際立つ相違点は、漁業組合が法人と位置付けられたことである。当時、「漁業法に依りて設けた漁業組合は法律上の人、所<sup>い</sup>謂<sup>ゆ</sup>法人となる(中略)即ち此漁業組合は漁

業者の団体を独立せしめて人たるの働きをなさしめるのである」(熊木(1902, 38頁))と解説された。なお、旧漁業法第19条には「漁業組合は漁業権の享有及行使に付権利を有し義務を負ふ」が、実際に漁業をするのは、組合員ということが明確に規定された(同法第20条)。これは、漁村に住む人々が村のものとして地先の漁場を共同で管理し、個々の村民は漁場から魚介類などの資源を得てきた、いわゆる「漁場の総有」を近代法の形で表したものと見える。さらには、漁村の代替組織である漁業組合に漁業権を免許することで、沿岸において漁村共同体が主体の経済発展(Community based development)の基礎を築いたといえる。

法人としての組合を機能させるため、組合規則は漁業組合の内部組織について、意思決定の場である総会、事務を担う理事、財産および事務執行の状況を監査する監事を置くことを定めた。

総会の決議には、組合運営に関するだけでなく、漁業権の管理について「漁業権の得喪、変更を目的とする行為を為すこと」「組合員に非<sup>あら</sup>ざる者に漁業権を貸付け又は之と入漁の契約を為すこと」(いずれも組合規則第19条)が含まれた。総会に参加できるのは組合員であるが、漁業組合への加入・脱退は、自由かどうかは明らかではない。ただ、組合規則には加入希望者が地区内に1か年以上住所を有していれば、正当な理由がなければ加入の希望を漁業組合は拒むことはできないことが明記されていた。議決権については、「組合員は各一箇の議決

権を有す」(同第30条)と、平等が確保された。ただ、網元等の発言力の強い漁業組合では乗り子などと呼ばれる漁業従事者の組合運営への参画の機会は平等ではなかった。また、組合の自治は全くの自由ではなく公益を害すると監督官庁が認めるときなどは、監督官庁は総会の決議といえども取り消すことができ、さらに役員解任、組合解散を命じることができた(同第63条)。

組合規則の第10条は、漁業組合の根幹をなす規約(定款に相当する)について以下の10項目を記載するように義務付けていた(参考参照)。

漁業組合準則でも漁業者の合意により作られた資源管理のためのルール(自主ルール)を規約に盛り込むようになっていたが、組合規則第10条の規約7の「漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定」がこれに相当した。また、規約8で違約者に対する処分も定めてあるほか、「組合は規約の定むる所に依り規約に違背したる

組合員を除名し又は之に過怠金を課することを得」(同第50条)と組合内部での制裁も認められた。

#### (4) 漁業組合格約とオストロムの分類

ところで、オストロムによれば、コモンズの利用者による自主的な管理で使われるルール<sup>(注7)</sup>は、①運用ルール(operational rules)、②集合的選択ルール(collective-choice rules)、③基幹的選択ルール(constitutional-choice rules)の3種類に分類できる(Ostrom (1990, p52))。

運用ルールは、漁業者がいつ、どこで、どのように魚を獲るかの決定に影響を及ぼすルールである。これに対し、集合的選択ルールは運用ルールの策定の段階で使うルールで、どのように運用ルールを作るべきか、そして誰がその審議や議決にふさわしいかを示す。同様に基幹的選択ルールは集合的選択ルール策定の段階で使うルールで、どのように集合的選択ルールを作るべきか、そして誰がその審議や議決にふさわしいかを示す。

旧漁業法によって確立した漁業制度は、①漁業法(および施行規則)、②組合規則、③漁業組合が定める規約から成っていた。オストロムのルールについての整理を旧漁業法時代の地先権部分に対応させると、明文化されている運用ルール<sup>(注8)</sup>は規約7「漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定」が相当する(第4表)。集合的選択ルール(規約7の策定や変更について)は、規約5として各組合が定める「会議に

#### 〈参考〉規約の内容(漁業組合格約第10条)

- 1 目的
- 2 名簿、地区及び事務所の位置
- 3 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 会議に関する規定
- 6 会計に関する規定
- 7 漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定
- 8 違約者処分に関する規定
- 9 組合員の遭難救恤に関する事項を定めるときはこれに関する規定
- 10 存立時期又は解散の事由を定めるときは其の時期及び事由

第4表 オストロムの分類と旧漁業法時代の漁業制度の対応

オストロムの分類とその内容		旧漁業法当時の対応する法律
運用ルール	現場で使うルール, 漁業者の行動に関するルール	漁業組合が制定する規約 <sup>7</sup>
集合的選択ルール	運用ルールの策定の段階で使うルール	漁業組合が制定する規約 <sup>5</sup> , 漁業組合規則, 旧漁業法
基幹的選択ルール	集合的選択に関するルールの策定の段階で使うルール	大日本帝国憲法

資料 Ostrom, Elinor (1990), *Governing The Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York: Cambridge University Press. より筆者作成

に関する規定<sup>(注9)</sup>、組合規則、旧漁業法が当たる。そして、旧漁業法などの法律の策定などは帝国議会の審議を経るため、大日本帝国憲法のなかに基幹的選択ルールが含まれていた。

海の生態系は、地域ごとに大きく異なり、漁業者が資源管理を行いつつ漁業を営むにあたり、実態に合わせたルールが必要となる。そこで、明治政府は地先水面の管理において、地域特性を反映させる部分（運用ルール部分）を漁業組合の規約として漁業者に自主的に定めさせた。そして、全国一律で適用される法律（旧漁業法、施行規則、組合規則）では、集合的選択ルールを細かく規定し、運用ルール形成時の過程を統一した。

旧漁業法成立後、漁業のための設備投資に向ける資金をどう獲得するかが課題となった。また、漁業組合が「専ら漁業権を享有し、組合員をして之を行使せしむるを目的とせる為、漁業者共同の事業を経営せんとせば、更に別種の団体を組織せざるべからざるの不便」(農商務省水産局 (1914, 1頁))があった。

このような課題を背景に旧漁業法は1910年(明治43年)に改められた。これ以後の漁業法は明治漁業法と呼ばれるが、同法により、漁業権は物権とみなされ、抵当権の目的(担保)となることが可能となった。

また、漁業組合が共同施設を設置する道も開かれた。その後、いくつかの改正があっても、漁業者が定める規約と法律を重ね合わせることで地先水面における漁業を政府が統括するという旧漁業法で確立した方向性は貫かれていた。

(注7) ルールと標記したが、英語をみてもわかるように複数のルールである。  
(注8) 日々の操業においては、例えば時化のときの出漁判断など、明文化されていない運用ルールもある。  
(注9) 例えば、組合規則の創立総会での規約案(第9条)、議決権(第30条)、議決(第11条)、漁業者の定義(第1条)、旧漁業法の漁業組合の地域(第18条)など。

### 3 戦後の漁業法の立法過程

#### (1) 漁業生産力向上に向けて

漁業制度の抜本の見直しが行われたのは戦後であり、占領軍総司令部(GHQ)の介入の下、進められた。当時、課題となっていたのは、漁業生産力の向上と漁業の民主化であった。

漁業生産力については、戦前から水面が総合的に利用されてないことが発展を阻んでいると水産局も認識していた。前述したように、明治漁業法では、(地先権を除く)免許漁業の漁業権に対し個人でも漁業組合

でも出願できた。そのため、1910年には、定置漁業権と区画漁業権の半数超、特別漁業権の2割を個人が単独で漁業権を保有していた（第5表）。旧漁業法成立以降、漁業権の存続期間の更新が認められていた。水産庁の『漁業基本対策史料 第1巻』（以下「対策史料」という）によれば「歪められた漁場利用関係は殆ど半永久化<sup>ほとん</sup>」（13頁）していた。個人に漁業権が免許された場合は、漁場の利用の方法が他の漁業に不利益を与える場合でも地先権と違い、漁業権者には守るべき規約もなければ、他の漁業者と話し合いを行う必然性もなかった。また、個人に免許された漁業権の漁場は優良漁場が多く、「漁業権の独占排他性の弊害は露呈して、権利者の賃貸料寄生、大企業による入会漁場収奪、零細漁民に対する身分的隷属の強制等」（農林省（1950、352頁））が起っていた。

戦時中もこの状況に対し、「沿岸漁業は漁村本位の経営から離脱して、個人主義的企業本位の経営に急速に転向しつゝ、ある上に

過度の自由競争に禍せられて、沿岸漁業の経営は益々複雑混乱に陥り」（水産社（1937、15頁））という認識の下、その打開策のため、「関係漁業者が自治協同の精神を基調として円満なる協調を遂げ漁場に於ける過度の自由競争の弊を矯めて、漁村経営を本位とする漁業の調整の計画を樹立実行」（水産社（1937、16頁））といった考えがあった。実際に、昭和恐慌による漁村の窮乏化を受け、政府は「漁村経済更生計画樹立方針」（1932年）で漁業権を漁業組合に集中させようとしたものの、定置漁業権など「漁業権の私的所有が法的に保障されている以上」（鈴木（1984））、なかなか進まなかった。

なお、いわゆる漁民団体に関しては、1933年（昭和8年）の漁業法改正により出資制が導入され、出資制をとる漁業組合は漁業協同組合といわれるようになっていた（第3図）。しかし、戦時統制を推し進めるために1943年（昭和18年）の水産業団体法が制定され、漁民団体は漁業会へと改変された。同法では、漁業会の人事は地方長官が決める

第5表 所有者別漁業権の割合の推移

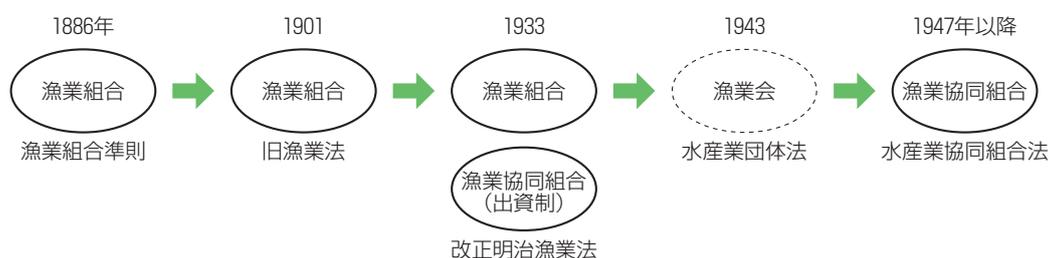
(単位 %) )

		定置漁業権		区画漁業権		特別漁業権	
		組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独
明治漁業法	1910年(明治43年)	23.8	54.0	13.1	62.2	35.5	23.5
	1937 (昭和12)	44.5	41.3	32.4	48.2	53.6	15.1
	1948 (昭和23)	57.7 <sup>(注3)</sup>	31.5	63.3	23.1	69.6	24.1
現行漁業法	1958 (昭和33)	15.3 <sup>(注4)</sup>	52.3	72.7	2.2	-	-

資料 農商務省水産局「水産統計年鑑」(1911)、水産社(1938)、水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)

- (注) 1 漁業権を共有する場合を除いた。  
 2 組合は1910年と1937年は、漁業組合(漁業協同組合含む)、1948年は漁業会、1958年は漁業協同組合。  
 3 1948年に実際に漁業会が経営していた定置漁業は、水産業団体法で制限をうけていたことにもよるが漁業会保有の5%程度とみられる。  
 4 1958年以降は、定置漁業権は大型定置のみ。

### 第3図 漁業団体の変遷



資料 筆者作成

など、自主性の発揮が妨げられた。

戦後、日本の水産局は漁業法案の検討過程で、漁民団体（組合）への漁業権の集中化を一段と進めようとした。これは、組合への「権利の集中保有を通じて、所得に基づく漁業権の恣意的行使の規制、小漁業との調整等による自主的漁業調整による総合的漁業秩序の維持、賃貸料形式による一部経営者による独占利潤の地元への還元等を可能とする」（対策史料15頁）と考えられていたからだ。しかし、これにソ連が強い共感を示したことで、米国は警戒した。その後、GHQは自ら漁業を営む者が漁業権を保有すべきという考えから漁業権の自営者優先と個人自由主義を水産局に強く提案するようになった。ただ、この個人自由主義によれば、漁業権者が所有権のように自由に漁業権を賃貸、移転できるようにすべきであるが、これは自ら漁業を営む者が漁業権を保有するという考え方と相いれない。また、水面の総合的利用のための細かな調整ができないという戦前の状況に戻ることを意味した。

一方、組合への漁業権の集中についても、当時は網元等の権威が高く、「団体所有の陰

にかくれた漁村の封建制の温存、あるいはまた地元漁民の私的結合として漁民団体が地元漁民の私利のみを考えることによる部落対立—漁場紛争を生む可能性」（対策史料15頁）があった。そこで、水産局は、漁業制度の見直しについて「漁業権と協同組合の関係を充分検討するとともに委員会システムによりこれを調整する」（対策史料15頁）とした。

#### (2) 漁業の民主化へ

漁業制度の改革のもう一つの課題であった漁業の民主化については、GHQは当初から高い関心を示した。これを受け、まず、水産業団体法の一部が1945年（昭和20年）に改正され、漁業会の役員人事に関し行政官庁の任命制度の廃止などが行われた。

さらに、<sup>(注10)</sup>漁民による民主的な運営など協同組合原則を盛り込み、行政官庁の監督権を制限した水産業協同組合法（以下「水協法」という）が1948年（昭和23年）に制定された。<sup>(注11)</sup>この水協法は新漁業法（つまり、現行漁業法）と表裏一体をなすものであったが、後者については前述のとおり、GHQの介入により難航した。そのため、水産局は漁業

会の資産の受け皿として漁業協同組合（以下「漁協」という）を創設させるため、水協法の成立を先行させた。

新しい漁業法では漁業の民主化のために、網元等に雇われていた漁業従事者の地位を確立できるよう水産局で検討が進んだ。また、水産局は第一次案（1947年）から、「漁場の総合的利用と漁業紛争の調整を図る民主的機構として漁業者、学識経験者を以て構成する漁業調整委員会を設置する」（対策史料22頁）ことを打ち出していた。この漁業調整委員会は、漁業権の配分、漁場の使用に関する紛争を仲裁する役割を担うものと想定された。そして、同委員会の過半を占める漁民委員は、漁民の選挙によって選ばれる漁民代表となるよう法案が作られた。

さらに、「委員会は当初（1）海区（一県）に置かれる海区漁業調整委員会と、（2）その下部機構として、市町村ごとに置かれる市町村漁業調整委員会（略）」（対策史料370頁）が検討された。しかし、第四次案において（2）の市町村漁業調整委員会は予算等の関係で設置されないことが決まった。そして、「これに代わるべき機能を実施して行くものとして、漁業協同組合がとりあげられ、協同組合が共同漁業権、区画漁業権の管理権を与えられることとなった。」（対策史料370頁）。ここで、再び、漁協が特定の漁業権の管理団体として位置付けられたのである。

**（注10）** 漁民とは、現行漁業法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」と定義されている。さらに同法では、「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の

採捕または養殖に従事する者である。

**（注11）** 水協法制定当時、漁業会が持つ漁業権が消滅し、新しい漁業権が個人や漁協に免許されることは決まっていた。当時の水産庁（1948年設置）は、2年間かけて免許の切替えを行う予定だった。これに際し、網元等の旧勢力の影響を排除し、漁業権の管理の仕方を民主的にするために、水産庁は漁業権管理委員会の組織化を押し進めた。同委員会は、漁業会が保有する漁業権について、新しく設立された漁協の理事に代わって、権限を行うものとされた。

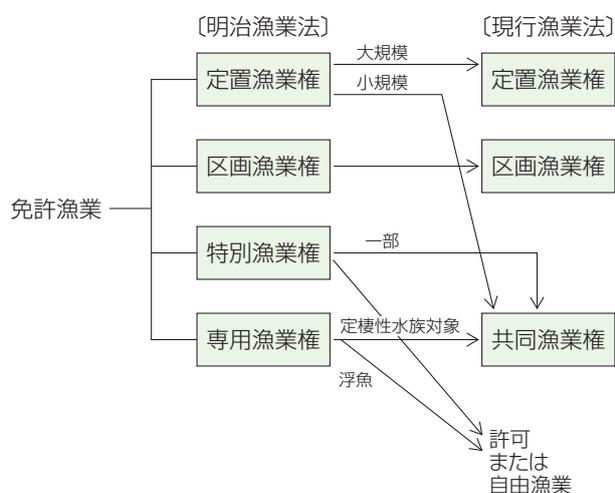
### （3）適格性・優先順位の導入

ところで、現行漁業法の検討過程では、どの漁業を漁業権の対象とするかという問題が再び浮上した。漁協への漁業権の集中を警戒していたGHQへの配慮等から、一時、特別漁業はすべて、比較的自由度の高い許可漁業などにすることが議論された。また、専用漁業権については根拠資源に限定すべきという考えも示された。

また、GHQは漁業権の免許に関して「適格性」と「優先順位」を定めるように指示した。自営者優先で免許する以上、まず誰が適格なのかを示す要件が必要となり、次に適格者のうち、どのような基準を満たした場合に優先的に免許されるのかを定めるべきとして、水産局に内容を詰めるように促した。

このような背景から漁業権の整理が進み、最終的に共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3つに分けられた（第4図）。共同漁業権には、明治漁業法の専用漁業権と特別漁業権の一部と小型定置網の漁業権が含められた。定置漁業権は大規模な定置漁業が対象となった。なお、浮魚を対象とする漁業と特別漁業の一部は許可漁業もしくは自

#### 第4図 漁業権の変遷



資料 筆者作成

由漁業となり、海区漁業調整委員会が指示によって利害を調整することとなった。

水産局は、過去に多額の資産を投じた経営者の意見なども参考にし、定置漁業と真珠養殖業については経営者に漁業権を免許させる方向に向かった。そして、経営者に免許される漁業権の適格性については、漁業や労働に関する法の遵法精神や漁村の民主化という観点から海区漁業調整委員会で投票により決めることとなった。そして、定置漁業権に関しては、広範囲の漁場を長期間独占するため、漁民の団体経営を優先的に免許するよう優先順位を定めた。一方、真珠養殖業の漁業権の優先順位では、真珠は、「高度の資本と技術を必要とする輸出産業」(佐藤(1978))であるとして、経験者を最優先とした。

共同漁業権と、区画漁業権(後に、特定区画漁業権<sup>(注12)</sup>)は、漁業権の行使に団体的規制が不可欠なので、漁民を組合員とする漁協の管理が望ましいと判断された。そのため、

適格性は、申請者である「漁協または漁業組合連合会」(以下「漁協・漁連」という)と当該地区<sup>(注13)</sup>やその地区に住む漁民との関係の深さを要件とした。優先順位は、特定区画漁業権では地元の漁民を組合員として多く含む漁協・漁連を最上位とした<sup>(注15)</sup>。共同漁業権は、漁業の性質から優先順位が必要ないので規定されなかった。

なお、漁業権の移転は原則としてできないものとされた。例外的に相続または法人の合併もしくは分割による場合、認められることとなった。また、定置漁業権は経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合、知事の認可により抵当権が設定できるとされた。抵当流れや譲渡の場合、知事の認可により適格性を有する者に移転されるが、知事は海区漁業調整委員会に適格性について意見を聴かなければならないものとされた。このように移転について細かく定められているのは、「漁場の総合的利用」のための措置である。

このような議論を経て、ようやく現行の漁業法が1949年(昭和24年)に制定された。

(注12) 特定区画漁業は、ひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業(真珠養殖業を除く)、小割り式養殖業、第3種区画漁業たる貝類養殖業。

(注13) 地区について、共同漁業では「関係地区」、特定区画漁業では「地元地区」と呼ばれる。これらの地区は、漁業権切替えにあたり、漁場計画が樹立される際に知事が公示する。

(注14) 従来から特定区画漁業権が免許されていた漁場では、地元地区内に住所を有し、該当する区画漁業をしていた者に、対象が絞られる。

(注15) 現行漁業法では、「組合員のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること」である。

## 4 現行の漁業権制度

### (1) 漁業権と漁場計画

ここで現行漁業法における漁業権の詳細をみたい。漁業権とは、「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」である。特定の漁場とそこで特定の漁業を行う権利が対の関係にある。また、同一漁場であろうとも個々に漁業権が設定されている。そのため、例えば、定置漁業権しか免許されていない漁業権者は同一漁場であっても共同漁業権の対象となる漁業はできない。

<sup>(注16)</sup> 漁業権は存続期間が法定され、その期間が経過すると消滅する。そして、環境変化、技術進歩などに応じて、新しく漁場計画を立てる。定期的な漁場計画の見直しと漁業権の免許は、漁業権一斉切替えと呼ばれている。これは戦前に漁業権の自動更新制により漁場利用が硬直化してしまったことへの反省から導入された。

漁業権一斉切替えでは、まず、知事（実際には都道府県の水産関係部署）は水産庁の

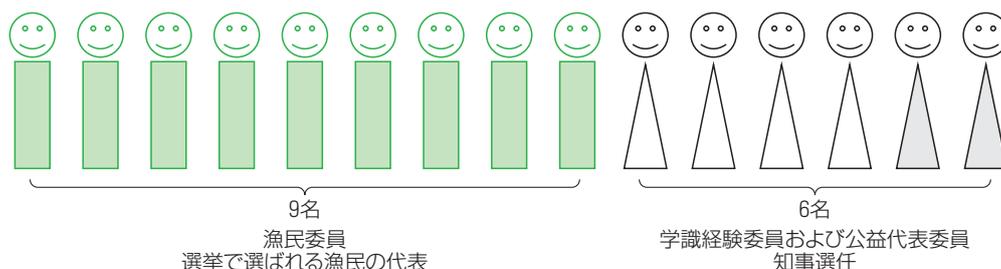
「技術的助言」を踏まえつつ、関係漁民の意見・要望を聴きながら漁場計画案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問する。<sup>(注17)</sup>それを同委員会が協議し、かつ、公聴会を開き利害関係者の意見を聴いたうえで、知事に答申する。これを受け、漁場計画は決定される。その後には漁業権の免許の手続きに入る。知事は漁業者などから免許の申請を受け、適格性・優先順位の審査を同委員会が行う。このように漁場計画樹立から免許の過程で、同委員会が漁民の意見を吸い上げ、反映させる役割を担っている。

その海区漁業調整委員会は、一般的に15人から構成され、そのうち9人が選挙で選ばれた漁民の代表（漁民委員）であり、その任期は4年である（第5図）。残りの6人は知事が選任する学識経験委員と公益代表委員である。漁業の民主化の柱として、漁民委員の公選制がある。その地域で、1年に90日以上、漁業を営む人であれば、平等に同委員会の選挙権および被選挙権を持つ。

<sup>(注16)</sup> 共同漁業権は10年、定置漁業権および特定区画漁業権は5年。

<sup>(注17)</sup> 海区漁業調整委員会は日本の64海区ごとに設置されている。ただ、海区は都道府県をまた

第5図 一般的な海区漁業調整委員会の構成



資料 筆者作成

(注) 一般的な海区漁業調整委員会は15人で構成される。指定海区では、漁民委員6名、学識経験委員および公益代表委員が4名の計10名。

ぐことはなく、同委員会は都道府県の行政委員会という位置付けである。

## (2) 漁業権行使規則の詳細

共同漁業権と特定区画漁業権は、漁協が漁業権の管理を行い、組合員が漁業権の対象となる漁業を営む。これを組合管理漁業権といい、漁業法の第8条では当初、「漁業協同組合の組合員であって漁民であるものは、定款の定めるところにより、(中略)各自漁業を営む権利を有する」であった。この「各自漁業を営む」とは、組合員であれば誰でも漁業を営む権利が平等に得られることを意味していた。しかし、1962年(昭和37年)の漁業法改正で「各自漁業を営む」という文言が外された。また、「定款」ではなく、「漁業権行使規則」(以下「行使規則」という)を漁協が制定することとされ、行使規則のなかに(漁業権の内容となる漁業のうち、さらに)特定の漁業を行うことができる者の資格を定めることとなった。この改正の趣旨は、「『各自漁業を営む権利』を、組合員資格と行使権資格に分離し、特に小型定置などを一般の例えばニ兼漁家の漁業権漁場利用を排除して主業漁家に独占させる(中略)『自立漁家対策』であった」(青塚(2000))とされる。

これに伴い、通達「漁業権行使規則等の作成について」(1962年)により行使規則のひな形が示された(昭和37年11月13日付け37水漁第6242号水産庁長官)。また、行使規則は、地元地区・関係地区の漁民の同意を取り付けたうえで、水協法に定める漁協の総会の議決を経て、さらに知事の認可を受け

ないと効力が発生しないものとなった。このように規則は幾重にも行政の指導や手続きが必要とされ、恣意的に定めることはできない。

ここで、再び、現在の組合管理漁業権部分についてオストロムの分類を考えてみたい(第6表)。運用ルールは、特定の漁業について誰が行うことができ、漁業を営むべき区域、漁法などについて定めている行使規則<sup>(注18)</sup>である。

そして、行使規則の制定においては、地元地区・関係地区の組合員の書面同意(漁業法第8条3)や水協法の総会の議決(同第48条)、総会の部会(同第51条の2)、定款の定める組合員資格などが集合的選択ルールに相当する。基幹的選択ルールは日本国憲法の国会の部分に相当する。このように、集合的選択ルールを全国同一の法律で規定するという明治以来の枠組みは維持されている。1962年の漁業法改正以降は、漁業の方法や漁具、漁期など具体的に決めるのは地元の漁業者ではあるが、行使規則もひな形が示され、恣意的な運用ルールができないように統制されている。

以上は、共同漁業権と特定区画漁業権が設定された漁場にのみ適用される。言い換えれば、経営者に免許される定置漁業権や

第6表 オストロムの分類と現行漁業制度の対応

オストロムの分類	現在、対応する法律
運用ルール	漁業権行使規則
集合的選択ルール	漁業法、水協法、定款
基幹的選択ルール	日本国憲法

資料 第4表と同じ

真珠養殖などの区画漁業権では行使規則はないし、漁協の組合員でなくても免許を受けることができる。しかし、これらの漁業権者も漁協の組合員となり、意見交換しながら利害調整などを行ってきた事例が多い。

(注18) 漁業権管理委員会などの組織を設け、同組織が漁業の方法、資格者の要件などを定める場合もある。その場合、行使規則に同組織の構成、構成員の選出方法など集会的選択ルールも記載される。

## おわりに

安倍首相は2018年1月の施政方針演説で海面の利用制度の改革を行うと語った。そこで、漁業制度の設計時において注目すべき3つの視点を挙げ、本稿を終わりにしたい。

まず、漁場の特性をきちんと踏まえて議論が行われるかどうかである。つまり、漁場の利用は「立体重複的であり、また技術的にも分割するのは不可能である」(対策史料14頁)ということである。漁場利用の分割不可性は、養殖漁場についても当てはまる。養殖漁場は、過密養殖や自家汚染、伝染性疾病のまん延を防ぐために「持続的養殖生産確保法」が1999年に制定された。水産庁は同年に「持続的養殖生産確保法の運用について」(平成11年6月2日付け11水推第1133号水産庁長官)を出した。このなかで漁場改善計画の作成について「水は絶えず動いており、同一湾内などで他の養殖漁場で発生した環境負荷の影響を受けるなど区画漁業権を有する者ごとの取り組みでは、漁

場改善を効果的に進めることが困難である場合が考えられる。」と、指摘している。

第2に、人間の社会性をどう捉えるかである。『世界開発報告〈2015〉心・社会・行動』では、行動経済学や心理学の最新の知見から人間の社会性を政策立案の際に考慮する重要性を指摘している。社会性とは、集団の一員として人と付き合い、行動する傾向であり、これは、人間の意思決定や行動に影響を与え、社会の発展において重大な意味を持つとする。この社会的傾向が意味しているのは、人間とは多くの経済モデルや政策が前提としている「ただ単に利己的で自分の富を最大化するよう動く者」のではなく、むしろ互惠性や公正性に重きを置き、共有する目標の達成のため喜んで協力し、共通の行動規範を守り、発展させる傾向を持つということである。この認識に基づいて政策を立案するように勧めている。

漁業は、「板子一枚下は地獄」と言われるように危険が伴う。海難事故が発生した場合、漁民総出で捜索にあたるという暗黙の了解がある。また、災害などが発生した場合、復旧活動も全員で行っている。漁場の利用においても協調や公正さという社会的規範が存在する。このような規範を新規参入者が無視した場合、たとえ法に触れていなくても、地域からは信頼や尊敬は得られない。

第3に、漁民の制度設計への参加である。制度により統括される者が制度を信頼し、自ら守ろうとしなければ、制度の意味はな

い。基幹的選択ルールの段階においても統括される者の意見表明の機会が確保されることが重要である。明治時代の混乱をもたらした海面借区制度は、全く漁民の<sup>あすか</sup>与り知らないところで設計された。これに対し、現行漁業法の成立過程では、水産局はGHQに対し、漁業史のなかで非常に有名な以下の提言を行った。

「問題となった漁業権の自由処分と更新制度は、われわれの考えでは今次大改正を必要とするに至る程日本の沿岸漁業を混乱せしめ、総合調整を不可能ならしめた最大の原因である。これはわれわれ水産局官吏のみの考え方ではなく、大多数の働く漁民の世論である。

われわれとしては漁民の世論を避けて秘密裡にかかる立法を行う苦悩と責任に堪えかねる。

われわれとしては、最小限度本案を議会提出前に公表し、漁民の一人々々が十分にこれを検討しこれに対する自由な意見を発表する機会を与えられんことを切望する」(対策史料83頁)。

実際に水産庁は法案を公表し、制度改革の意味を関係漁民(利害関係者双方)に周知させ、係官を現地に派遣し説明会および討論会を開催し、最終法案の作成に反映させたのである。

#### <参考文献>

- ・青塚繁志(2000)『日本漁業法史』北斗書房
- ・岩手県(1984)『岩手県漁業史』
- ・岩手県水産部漁政課(1954)『岩手県漁業史料 第2輯(明治8-10年)』
- ・片山房吉(1937)『大日本水産史』農業と水産社
- ・熊木治平(1902)『漁業法早わかり』豊国新聞社
- ・佐藤隆夫(1978)『日本漁業の法律問題』勁草書房
- ・水産社(1937)『日本水産年報. 第1輯 躍進水産業の全展望』
- ・水産社(1938)『日本水産年報. 第2輯 戦時體制下の水産業』
- ・水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)『漁業基本対策史料 第1巻』
- ・鈴木旭(1984)「戦後の漁業権制度の性格と機能」『漁業経済研究』第29巻第1・2合併号
- ・世界銀行(2015)『世界開発報告<2015> 心・社会・行動』(田村勝省訳)一灯舎, World Bank Group. (2015), *World Development Report 2015: Mind, Society, and Behavior*. Washington, DC: World Bank.
- ・田口さつき(2014)「オストロムのコモンズ論からみた水産資源管理のあり方」『農林金融』9月号
- ・田口さつき(2017a)「歴史からたどる漁業制度の変遷」『農中総研 調査と情報』web誌, 5月号
- ・田口さつき(2017b)「岩手県における漁場入札制の歴史」『農中総研 調査と情報』web誌, 7月号
- ・田口さつき(2018)「歴史からたどる漁業制度の変遷 その3」『農中総研 調査と情報』web誌, 1月号
- ・東京都内湾漁業興亡史編集委員会(1971)『東京都内湾漁業興亡史』東京都内湾漁業興亡史刊行会
- ・二野瓶徳夫(1981)『明治漁業開拓史』平凡社
- ・農商務省水産局(1914)『漁業組合範例(第2次)』
- ・農林省編(1950)『農林水産年鑑 1950』日本農村調査会
- ・平林平治・浜本幸生(1980)『水協法・漁業法の解説』漁協経営センター出版部
- ・森脇俊雅(2000)『集団・組織』東京大学出版会
- ・Ostrom, Elinor(1990), *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York, Cambridge University Press.

(たぐち さつき)

# 漁業権の運用における漁協の役割

— 2つの事例から —

研究員 亀岡鉦平

## 〔要 旨〕

漁業権は、所定の手続きを経て、漁業法に基づく権利として「発生」するが、その「行使」の様子は地域ごとに多様である。さらに、権利の行使活動である漁業生産が収入という形で経済的な対価をもたらす、再生産を可能にするという意味で、権利の「実現」を観念するならば、やはりこの「実現」も地域ごとに多様である。このような認識のうえで、本稿では、「漁業」ではなく「権利」の部分に焦点を当てることで、漁業権に対して、法社会学の観点からの接近を試みた。

権利主体は個別の経営体であるとしても、漁協は、漁業権の「行使」や「実現」に関わって、地域の実情に応じた重要な役割を果たしている。福岡県糸島漁協においては、カキ養殖とカキ小屋が近年大きな成長を遂げたが、その裏側において焼きカキ殻とへい死貝の処理が問題となった際、漁協が管内全体を取りまとめ、他業種との連携の要となることでリサイクルの体制を構築する役割を果たした。これは、漁協が静脈流通の問題に対応するという仕方で、個別経営体が漁業権を持続的に行使するための環境づくりにあたる事例と捉えることができる。

また、漁業法の想定とは異なり、家族経営体による真珠養殖が主流となっている愛媛県において、真珠養殖経営体は現在いくつかの経営環境上の難題に直面している。しかし、現在の対応の動向を見る限り、漁協系統や組合員組織が課題解決に向けた取組みにあたらうとしており、組合管理漁業権の対象でない真珠養殖であっても、やはり漁業権の「行使」や「実現」に際しての漁協の役割を見いだすことは可能である。

## 目 次

はじめに

— 漁業権の権利構造と漁協との関連性 —

### 1 事例① カキ小屋の拡大を支える漁協

— 福岡県糸島漁協 —

- (1) 組合概況とカキ小屋の誕生まで
- (2) カキ養殖・カキ小屋の推移と現状
- (3) 船越地区におけるカキ養殖経営体増加時の漁場調整
- (4) 経営体の構造と労働・所得
- (5) 漁協による焼きカキ殻・へい死貝のリサイクル事業

(6) 課題と対応

(7) 小括

### 2 事例② 家族経営的真珠養殖経営の成立と求められる支援

— 愛媛県宇和島漁協 —

- (1) 愛媛県における地元沿岸漁民による家族経営的養殖経営の成立と展開
- (2) 宇和島漁協管内の真珠養殖
- (3) 現在の課題と対応
- (4) 小括

おわりに

## はじめに —漁業権の権利構造と漁協との 関連性—

漁業法が提示する漁業権の3類型、すなわち、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権のうち、区画漁業権の一部である特定区画漁業権（多くの養殖業の根拠となる）と共同漁業権（採介藻漁業等の根拠となる）は、組合管理漁業権と呼ばれている。この組合管理漁業権の運用形態は、漁業法上は全国の各沿岸漁協が漁業権の免許を受け、形式的な免許保有者となりつつ、その現実の行使は個々の組合員が行うというものである。また、個々の組合員が権利を行使するにあたっては、各地区・浜の合議による調整によって、その行使の方法（例：誰が漁場のどこをどのくらい使うか、どういうルールで漁獲するか）が定められ、漁業権行使規則として成文化される。

本稿では、このような漁業権に対して、「漁業」の部分ではなく「権利」の部分に焦点を当てることで、法律学の手法の一つである法社会学の観点からの考察を試みるものである。それは以下のような意図によるものである。

一般に、現実における権利をめぐる法過程は、発生—行使—実現の3段階に分けて把握できる。まず、発生の次元においては、上述のように各地区・浜での合議に基づく意思が形式的に近代的協同組合を経由して、行政からの免許に基づく近代法的な権利と

して「発生」する。この経過のなかには、選挙によって委員が決定する海区漁業調整委員会での審議も含まれ、漁民による民主主義が形式上担保されている。次に、行使の次元においては、漁業権行使規則を行為規範として、個人の生産活動という形で漁業権は「行使」される。最後に実現の段階であるが、ここで言う（権利）実現とは、権利の行使活動である漁業生産が収入という形で経済的な対価をもたらし、再生産を可能にすることである。権利があることそれ自体だけではなく、その権利に現実の実質性があることもまた重要であり、その意味で権利の「行使」のあり方までを定めている漁業法の法テキストの範囲の次の段階として、現実における「実現」に着目することには固有の意義がある。権利の「実現」を取り上げるという視点は、法の解釈や意味内容の理解にとどまらず、法の現実における適用を問題にすることによってはじめて登場するものであり、法社会学による接近が有用であることの根拠でもある。

さて、この権利としての漁業権の「実現」は何をもって果たされているのであろうか。このとき、経済事業体としての漁協の固有性が立ち現れる。すなわち、例えば、漁協による共販事業、産地市場運営といった活動が生産物の販路を用意しているが、これは、むら団体、集落ではなく、個人でもなく、漁協ゆえに行い得ている側面がある。また、漁業権の「実現」のためには、漁業権の「行使」の円滑性、持続可能性も前提として確保されなければならない。この面

では、行政等の関係機関との対応といった業務が、漁業者が安心して漁業生産に従事するために必要な漁協に固有の活動として意義を発揮している。このように考えるなら、組合員による漁業権の運用と漁協の諸事業・活動を別個のものとしてではなく、密接に関連したものとして把握することが可能となる。さらに同時に、漁協による各種の取組みをすぐれて法的な現象として把握するという点でもある。なお、これまでの法社会学による漁業研究は、漁協とむらの重なり合いを前提認識として、特にむらの部分に着目する傾向が強く、その結果として、漁協としての活動に対してはあまり関心を払ってこなかったように思われる。

以上のような認識の下、この論稿では、漁業権の現実における行使や実現において漁協が果たしているあるいは果たし得る役割について、特に区画漁業権に関連する2つの事例に即して理解を深めることを課題とする。特に、権利の「発生」にかかる漁協ないし集落内部での調整過程ではなく、権利の「行使」と「実現」における実態の理解に重きを置く。なお各事例に関する記述内容の多くは、各漁協・組合員に対するヒアリング調査による部分が多い。

## 1 事例① カキ小屋の拡大を支える漁協

—福岡県糸島漁協—

### (1) 組合概況とカキ小屋の誕生まで

糸島漁協は福岡市にほど近い糸島市に所

在しており、2001年と05年の二度にわたる計8漁協の合併を経て誕生した漁協である。現在旧漁協を基礎に1本所7支所を擁している(第1図)。カキ養殖が行われているのは、このうち岐志新町、船越、福吉、加布里、野北、深江の各地区であり、さらに「カキ小屋」があるのは野北、深江地区以外の4か所である。カキ小屋は、カキ養殖漁業者が直接運営しているものである。

現在の糸島漁協管内におけるカキ養殖は、80年代にタイ養殖の代替として試験養殖の形態から始まった。その後カキ養殖が定着していくなかで、「浜でカキを買いたい、食べたい」という要望が一般消費者から寄せられるようになり、同じ福岡県内の豊前漁協において行われていた先例に着想を得つつ、小規模なバーベキューのような形で養殖業者がカキを提供するようになっていっ

第1図 糸島漁協本所・支所の所在地



資料 国土地理院地図より筆者作成  
 (注) 緑太文字はカキ小屋がある支所、黒太文字はカキ養殖はあるがカキ小屋のない支所。

た。これがカキ小屋の端緒であり、やがて飲料やカキ以外の食材の提供にも対応していくようになり、養殖生産自体も拡大するにつれ、現状のカキ小屋集積地帯が、船越、岐志新町、福吉、加布里といった地区に形成されていくことになった。このように、糸島漁協管内におけるカキ小屋の展開は、漁協として現在のような形でのカキ小屋地帯を形成することを企図していたことによるわけではなく、個々の経営体の自主的な展開の結果によるものである。

## (2) カキ養殖・カキ小屋の推移と現状

カキ養殖の生産規模の05年度以降の展開と現状についてまとめたのが第1表である。これによると、およそここ10年の間における生産規模の拡大が著しかったことがわかる。経営体数は、05年度に全体で31経営体

あったのが、一度いくつかの地区での微減により27まで減少した後、5件の増加と1件の減少により13年度に再度31に増加し、現在に至っている。この13年度における経営体数の増加は、船越地区におけるものである。同地区ではカキ小屋の隆盛が見られるなかで、カキ養殖・カキ小屋運営に新規に着業を希望する組合員を公式に募り、その結果として養殖業者の増加が生じた。

経営体数に関しては、以上のように大幅な増加はなかったと言えるが、筏数、種苗枚数（カキ種苗枚数）が示すとおり、各地区とも生産規模を拡大させてきた。09年度から16年度にかけての変化として、例えば経営体数の最も多い岐志新町地区を見ると、経営体数13と変動がない一方で、筏数は57から100に、種苗枚数は約23万枚から42万枚へと大きく増加したことがわかる。船越地

第1表 カキ養殖にかかる経営体数・筏数・種苗枚数の推移

(単位 経営体、筏、枚)

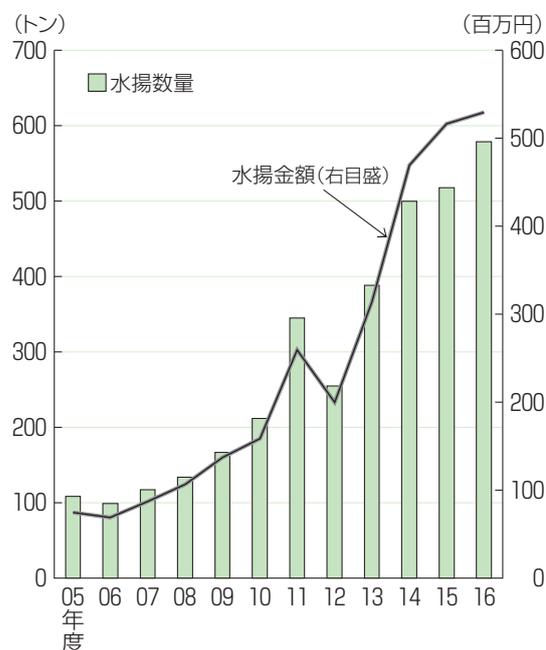
	05年度			06			07			08			09			10			11		
	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数
全体	31			28			27			27			27	128	594,462	27	146	657,994	27	154	716,836
岐志新町	14			13			13			13			13	57	227,842	13	66	259,804	13	67	307,556
船越	4			4			4			4			4	30	152,000	4	35	168,000	4	38	170,000
福吉	4			4			4			4			4	21	127,000	4	23	133,000	4	23	127,000
加布里	2			2			2			2			2	13	74,000	2	15	85,000	2	18	98,000
野北	4			3			2			2			2	4	4,620	2	4	3,190	2	4	5,460
深江	3			2			2			2			2	3	9,000	2	3	9,000	2	4	8,820
	12			13			14			15			16								
	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数						
全体	27	161	770,900	31	215	1,212,100	31	237	1,277,230	31	245	1,399,000	31	255	1,423,950						
岐志新町	13	72	318,700	13	79	406,800	13	85	445,490	13	93	452,000	13	100	420,000						
船越	4	37	191,000	9	82	497,100	9	94	528,000	9	94	610,000	9	94	645,000						
福吉	4	24	137,000	4	24	144,300	4	24	142,010	4	24	149,000	4	24	176,400						
加布里	2	21	111,000	2	23	140,900	2	27	140,530	2	27	166,800	2	30	160,000						
野北	2	4	7,200	2	4	7,100	2	4	7,200	2	4	8,600	2	4	9,950						
深江	2	3	6,000	1	3	15,900	1	3	14,000	1	3	12,600	1	3	12,600						

資料 糸島漁協資料

区に関しては、経営体数は13年度に倍増し、筏数や種苗枚数は3倍前後とそれ以上に増加した。もっとも地区による差異もあり、加布里地区については岐志新町と同様に経営体数が変わらないまま生産の規模が増大したが、福吉、野北、深江の各地区における規模拡大の程度は相対的に緩やかであったり、規模自体がなお小さい。経営体数が多く、カキ小屋の集積地となっている地区（岐志新町や船越）とそれ以外の経営体数が少なかったりカキ小屋を営んでいない地区とでは生産規模の展開に以上のような差異があったと言える。また、近年は、岐志新町や船越においても生産規模の伸長は鈍化しているように見受けられる。ヒアリングによると、既に漁場の余裕がなくなり、密殖傾向が見られつつあるとのことである。18年度は特定区画漁業権の切り替え年にあたるため、各地区では漁場の区画拡大を中心とした見直しを申し出ている。これは専ら密殖解消を企図したものであり、これ以上の生産の拡大は想定されていないという。糸島漁協管内におけるカキ養殖とカキ小屋は現状が拡大の限度であり、今後は拡大よりも安定化が求められる段階にあると言える。

生産規模とその展開について漁協管内で一定の地域差があるなかで、管内全体のカキ水揚数量・金額の推移をまとめたのが第2図である。経営体数の増加が見られた13年に量・金額ともに大きく増加したことがわかる。同時に近年はその伸びは落ち着いており、これは生産規模に関する状況とも

第2図 カキの水揚金額・数量の推移  
(管内全体)



資料 第1表と同じ

一致する。

また、カキ小屋の活況を生み出しているのはカキを食べにやって来る消費者である。管内全体での客数の統計があるのは11年度からとなるが、11年度に195千人だったのが、16年度には440千人と倍以上に増加している。消費者がどこからやって来ているのかを見ると、13年度においては福岡市内45.1%、糸島市内4.6%、2市以外の福岡県内34.8%、<sup>(注1)</sup> 県外15.5%であった。150万人超の人口を抱える福岡市に隣接しているという立地上の特性が、カキ小屋の発展の基礎となっていることが読み取れる。<sup>(注2)</sup>

(注1) 篠原・佐藤 (2016) 71頁参照。

(注2) 糸島市内には農水産物の直売所が複数あり、互いのシナジー効果のなかでにぎわいが創出されているが、カキ小屋と同様の立地上のメリットが大きいと考えられる。

### (3) 船越地区におけるカキ養殖経営体増加時の漁場調整

既述のとおり、船越地区においては、13年度に5経営体が新たにカキ養殖に着手した。この時の漁場の利用調整方法としては、漁場区画の拡大がなされたうえで（第3図）、①沖に面した良漁場とより丘側の漁場いずれにも各経営体が漁場を保有できるようにすること、②同一経営体の漁場が連続しないようにすること、という平等性を考慮のうえ、くじ引きによる配分が行われた。一度決定された配分はその後固定されており、定期的な見直しが行われる予定はない。なお、船越地区は、ラジオCMを展開するなど独自のPR活動を積極的に行っている地区でもある。

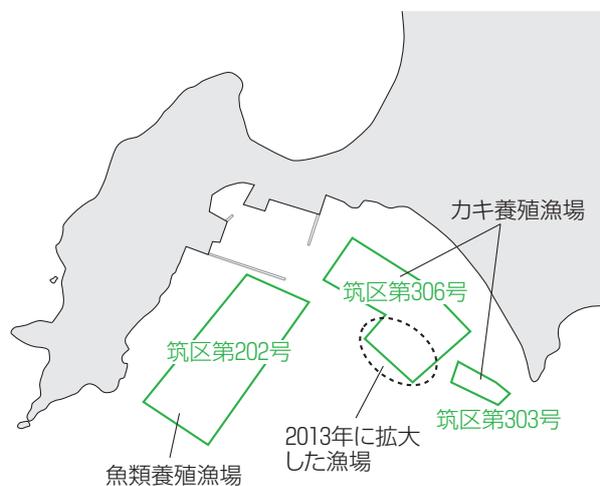
### (4) 経営体の構造と労働・所得

糸島漁協のカキ養殖業者の多くは、かつては通年操業の漁船漁業者であり、一定数の雇用労働力を用いつつ、5～12月に吾智

<sup>あみ</sup>網漁業、それ以外の冬季はヒラメ等を漁獲する建網やイカ樽流し漁業に従事していた。次第に後者の成績が悪化し、冬季の仕事確保が課題となっていくなかで、これに代わる着業先として定着していったのがカキ養殖・カキ小屋であった。カキ小屋の開設時期は10～4月であり、現在、カキ養殖業者は吾智網とカキを組み合わせるという形で通年で事業を行っている。10～12月は元々吾智網を操業していた期間だが、現在この期間は吾智網は操業せず、カキに専従している漁業者が多い。

関連して、カキ養殖・カキ小屋の開始前後で漁業者の所得がどのように変動したのかを船越地区の2つの経営体に即して見たのが第2表である。単純化のために、漁業収入（水揚げに直接関連する項目のみを組み入れ、保険・共済等の雑収入は除いた）－漁業経費＝漁業所得とした。A経営体、B経営体いずれも11年のそれぞれの漁業所得を1.00として、17年との変化を比較した。また、

第3図 船越地区のカキ養殖漁場



資料 海上保安庁 CeisNet より筆者作成

第2表 船越地区の2経営体におけるカキ養殖開始前後での漁業所得の変化 (2011年の漁業所得=1.00)

		A経営体	B経営体
11年 (漁船漁業のみ)	漁業収入	1.75	1.83
	漁業経費	0.75	0.83
	漁業所得	1.00	1.00
17	漁業収入	2.62	2.50
	漁業経費	0.62	0.79
	漁業所得	2.01	1.71
吾智網	漁業収入	0.67	0.67
	漁業経費	0.53	0.66
	漁業所得	0.14	0.01
カキ	漁業収入	1.95	1.83
	漁業経費	0.08	0.13
	漁業所得	1.87	1.70

資料 第1表に同じ

11年はカキ以前の吾智網を中心とした漁船漁業のみの操業であり、17年に関しては吾智網とカキそれぞれの内訳を含めて示した。なお漁業経費は、漁船漁業に関しては一般的な項目を複数含めたものとなっているが、カキに関しては、ほぼ漁協が直接関与する市場手数料、組合手数料、燃油代のみの計算となっており、カキ小屋運営に係る資材代等は含まれていないため、過小な算出となっている。

以上のような前提のうえで第2表を見ると、まず、いずれの経営体にあっても、①漁業所得全体は1.00から2.01あるいは1.71へと向上していること、②吾智網の生産規模は大きく減少し、漁業所得の中心はカキによって構成されるようになったこと、③吾智網を主とする漁船漁業に関しては、操業期間が8か月から5か月に短縮となったこともあり、漁業収入は大きく減少したが漁業経費は減少が小さいため、吾智網漁業による漁業所得は非常に小さくなったこと等がわかる。経費の過小算出を勘案しても、漁業所得向上におけるカキの重要性が見て取れる。

カキ小屋は雇用創出の効果も発揮している。地区ごとにカキ小屋関係の就労状況をまとめたのが第3表である。「漁業者」は家族以外の雇用されている漁業従事者で、カキ水揚げ・運搬等の作業に従事しており、カキ小屋のシーズン外は乗組員として吾智網の仕事をしている。「漁業者以外のパート・アルバイト」は、カキ小屋での調理・接客等に従事する者である。カキ小屋があ

第3表 カキ小屋の就労状況(2016年)

(単位 人)

	家族 従業員	漁業者	漁業者以外のパート・ アルバイト				計
			地区内	市内	市外	外国人	
福吉	13	17	26	14	4	-	74
加布里	7	1	7	34	5	7	61
船越	22	66	52	129	29	-	298
岐志新町	34	14	24	104	18	3	197
合計	76	98	109	281	56	10	630

資料 第1表と同じ

ることによって漁業者の通年雇用が確保されているだけでなく、地区・市内外での新たな雇用も数百人規模で創出されていることがわかる。

### (5) 漁協による焼きカキ殻・へい死貝のリサイクル事業

生産規模、客数、所得、雇用といった点が示すように、カキ養殖・カキ小屋は地域産業として明確に発展してきた。これらは基本的に養殖業者個々の手腕による部分が大きく、その積み上げの結果が現状であり、漁協が計画的・意図的に作り上げたものではない。無論各種の行政との調整や漁協Webサイトでのカキ小屋PR、取材対応、燃油提供等は漁協として行っているものだが、カキ養殖・カキ小屋に対する漁協固有の貢献は、養殖経営そのものに関する部分というより、カキ養殖を地域調和的で持続的な産業として位置付ける潤滑油的な役割である。

その一つが焼きカキ殻・へい死貝のリサイクルである。一般にカキ養殖地帯では、焼きカキ殻やへい死貝の処理が問題となるが、これらは焼却処分されるのが通例であ

る。しかし、輸送費用や処理費用が養殖業者と自治体にとって小さくない負担となつてのしかかってくる。

これに対して、糸島漁協では、JA糸島等との連携に基づいたリサイクルに取り組んでいる。リサイクルは、焼きカキ殻については09年から、へい死貝については10年から本格化された。このリサイクルを通じて、焼きカキ殻は有機石灰肥料である「シーライム」、へい死貝は有機培養土「よかよー土君」として商品化されている。前者は09年に、後者は12年に商品化された。シーライムは購入数制限があるほどの人気商品だという。連携の体制は、民間の処理業者が加工を担当し、商品化と販売をJA糸島が担当するというものである。なお、糸島漁協から加工処理業者への販売は焼きカキ殻500円／トン、へい死貝200円／トンと設定されている。

08年度以後の処理方法別の実績をまとめたのが第4表である。年度によってばらつきがあるが、15年度を除けば、焼きカキ殻・

へい死貝いずれのリサイクルも行われるようになった10年度以後においては、おおむね60%超はリサイクルに振り向けられていることがわかる。

また、リサイクル分の増加は、養殖業者や自治体による処理分の減少を意味してもいる（養殖業者自身による処理分は、第4表では「その他処理」に含まれる）。糸島漁協青壮年部の計算によると、12年度について、リサイクル分が通常の廃棄処分によって処分されていたとすると、費用として約430万円を要したとされており、リサイクルによる費用削減効果は小さくないと考えられる。<sup>(注3)</sup>このような成果は、漁協が管内全体で処分対象物を取りまとめ、全体の窓口として機能することで円滑に達成されている。

直近の動向として、16年にこれまで加工処理を担っていた業者の倒産に伴う一連の展開に触れたい。倒産によって、リサイクルの経路の変更を余儀なくされ、漁協では焼きカキ殻を市処分場で焼却材として使う石灰に充てる方向で調整することになった

第4表 焼きカキ殻・へい死貝の処理状況(管内全体)

	(単位 トン, %)									
	08年度	09	10	11	12	13	14	15	16	
焼きカキ殻小計	280	357	160	192	184	242	268	198	212	
リサイクル分	-	142	150	170	162	233	248	181	193	
その他処理	280	215	10	21	22	9	20	17	19	
へい死貝小計	10	22	198	202	416	410	419	335	360	
リサイクル分	-	-	173	157	356	384	250	160	335	
その他処理	10	22	25	45	60	26	169	175	25	
廃棄処理	398	255	95	149	108	167	178	202	199	
合計	688	634	453	543	708	819	865	735	771	
*リサイクル分小計	-	142	323	328	517	617	498	341	528	
*リサイクル率	0.0	22.4	71.3	60.3	73.0	75.4	57.6	46.4	68.5	

資料 第1表に同じ

が、漁協で運送を担うなど一時的に組合職員の業務負担が増加した。また、製品製造の停滞、未処理のへい死貝の悪臭問題といった事態も一時的に生じた。現在は新しい処理業者が見つかり、従来どおりの循環プロセスに回帰する目途が立ってきたところであり、回収頻度の調整等が行われている。このような危機対応にあたっては、個々の経営体の対応力を超えて、漁協としてレジリエンス（復元力・耐久力）を発揮したことは注目すべきであろう。

（注3）岡崎（2014）を参照。

## （6）課題と対応

以上のように、組合員の経営としても、異業種との連携に基づく物質循環の構築という点においても、成功した事例のように見える。

しかし、漁場環境の改善が課題となっているという現状がある。カキ養殖が密殖傾向だったことや、経年の養殖実施の結果として、漁場の海底におけるヘドロ堆積が進んでいる。17年度は水揚げが不調だったと現場では受け止められているが、この一因としても海底環境の悪化が懸念されている。

現在、福岡県漁連が土壌改良剤を用いたヘドロの浄化実験を博多湾で実施しており、予算的な難しさが伴うものの、糸島での応用が模索されているところである。

## （7）小括

ここまで糸島漁協におけるカキ養殖の隆盛について見てきた。漁業権に基づく生産

物の販売に関しては、個々の養殖業者自身がカキ小屋を構えることで、漁業権の実現、すなわち経済的実質化を果たしており、ここまでは養殖業者（組合員）で完結している。しかし、生産と販売の持続性を考えるのなら、単に生産を行うことができ、個々の経営体として販売して収益を上げられさえすれば良いというわけではない。この点において、糸島漁協の事例では、静脈流通が問題となり、漁協を通じた対応がその解決を可能にした。さらに堆肥製造を介して農協等との連携が構築されている点も有意義である。現在新しい問題として生じつつある海底の汚染という環境問題に対しても、おのずと漁協系統による対応が図られているところである。

漁業権の権利実現にあたっては、現時点での円満さだけでなく、以上のように将来的な権利実現の持続のための措置も要請される。このとき、一定の集団的対応が必要となり、本事例においては漁協がその役割を担った。さらに、漁協が企業形態として協同組合であった点も重要である。すなわち、リサイクルや環境改善といった構成員全体に関わるが営利性を伴わない事象についての対応主体としての適合性である。

また、現在の漁協の販売手数料は3%だが、カキ販売の盛況を受け、今後4%に上げる予定となっている。これは、漁協が販売手数料を徴収し、組合運営全体に還元することが企図されているものである。漁業権行使の結果得られた収益を地域に循環させることも漁協の関与ゆえに可能となって

いると言える。糸島漁協の事例において明らかになったのは、漁協の関与があることで漁業権が単なる生産のための権利にとどまらず、地域連携や利益の地域的面的還元が可能となったという点であり、さらに、将来的な権利行使を保障する環境づくりという点において、漁協の役割が大きいという点であると考えられる。

## 2 事例② 家族経営的真珠養殖 経営の成立と求められる支援 ——愛媛県宇和島漁協——

### (1) 愛媛県における地元沿岸漁民による 家族経営的養殖経営の成立と展開

続いての事例は、愛媛県宇和島漁協における真珠養殖の例である。真珠養殖については、漁業法が指示するとおり、組合管理漁業権としての特定区画漁業権ではなく、事業者が管理する区画漁業権に基づいて営まれる養殖業とされている（第5表）。また、地元優先という要件がない（漁業法第19条）。この差異に伴う免許の優先順位の違いは第6表のとおりである。その理由は、①真珠

養殖は大規模な資本と特殊な技術が必要であることから、地元漁協ではなく経験を有する経営者を優先するため、<sup>(注4)</sup>②技術的参入障壁は低くなったものの、他の水産物とは異なり真珠は国際商品であることから価格暴落の危険が大きく、その際に漁村が被る損失が過大になることが危惧されたことから漁協への無条件での優先は認められなかったためなどと説明されている。また、<sup>(注5)</sup>1962年の漁業法改正時に、真珠養殖に関する区画漁業権を全国漁業協同組合連合会に連なる沿岸漁民のものとせんとする運動が行われたことから理解できるように、<sup>(注6)</sup>パイオニアであった真珠養殖事業者の權益に法的保護を付与することも立法趣旨として含まれていたと解される。

ともあれ、真珠に関しては資本家的養殖業者と沿岸漁民との対抗関係が存在しており、それは国家法としての漁業法の規定の仕方の次元だけではなく、特定地域における法運用の現実としても現れていた。愛媛県においては、①母貝養殖と真珠養殖の分業、②母貝養殖の漁協管理等を骨子とする「愛媛方式」と呼ばれる独自の漁場利用方

第5表 区画漁業の種類

	第一種区画漁業		第二種区画漁業	第三種区画漁業
内容	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業		土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業	一定の区域内において営む左記以外の養殖業
例	真珠養殖	ひび建、藻類、垂下式（真珠を除く）、魚類小割り式養殖等	クルマエビ築堤式、ため池式養殖等	貝類地まき式養殖等
特定区画漁業権への該当	×	○	×	○ (貝類養殖業のみ)

出典 水産庁「平成25年度水産白書」(18頁)に一部加筆

第6表 区画漁業権免許の優先順位

	区画漁業権		真珠養殖
	漁業者又は漁業従事者 (地元・経験者優先)	特定区画漁業権	
第一順位	漁業者又は漁業従事者 (地元・経験者優先)	地元漁協 (権利行使は組合員)	漁業者又は漁業従事者 (経験者優先)
第二順位	その他の者	地元漁民の7割以上を含む法人	その他の者
第三順位		地元漁民の7人以上で構成される法人	
第四順位		漁業者又は漁業従事者	
第五順位		その他の者	

出典 第5表と同じ

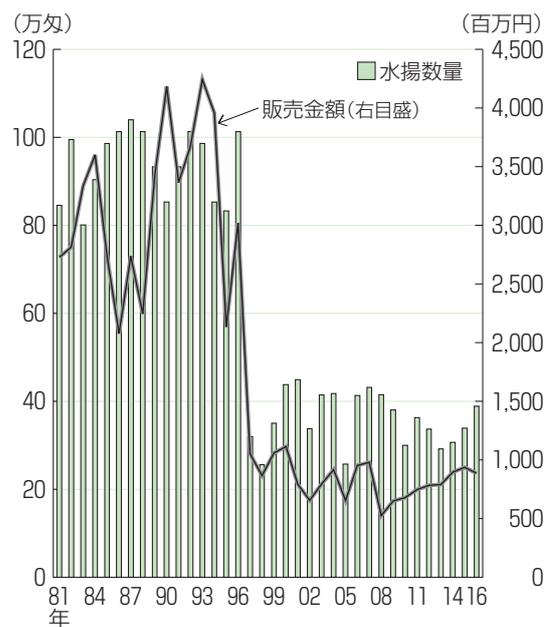
式が採られた<sup>(注7)</sup>。特に①は、一つの経営体を引き受ける生産工程を短期化することによるリスク分散を企図したものだ。以上の「愛媛方式」が示されたのは、57年の愛媛県「真珠養殖事業指導方針」においてであった。このような方針を採った時代背景として、真珠養殖の発祥の地である三重県において密殖傾向が顕在化したことで生産規制が開始され(57年)、三重県内の養殖業者の県外、特に試験的養殖の履歴のある県への進出が活発化したことが挙げられる。愛媛県はその主要な進出先の一つであり、密殖対策以前の54年から57年までの間に既に18業者、65年までには計26業者が三重県を中心<sup>(注8)</sup>に県外から愛媛県に進出した。他方、受入れ側の事情としては、網元的支配の解体による漁村の民主化、漁協経営の改善、養殖技術の輸入といった利点があったとされている<sup>(注9)</sup>。さらに、真珠輸出の好況を受け、愛媛県の沿岸漁民からも真珠養殖に着手したいとの要望が強く示されるようになり、特に母貝養殖業者の真珠養殖への転

換を一定<sup>(注10)</sup>の留意の下で容認するものへと方針が一部転換された(愛媛県「真珠養殖指導要綱」[62年])。このような経緯をたどって、愛媛県の場合は母貝養殖と真珠養殖は別経営体で行い、前者は専ら地元の沿岸漁民家族経営が、後者は資本家的県外業者または地元の漁民家族経営が行うという様相が形成されることとなった。

その後真珠養殖は著名な1967年不況をはじめ断続的に危機に直面する。

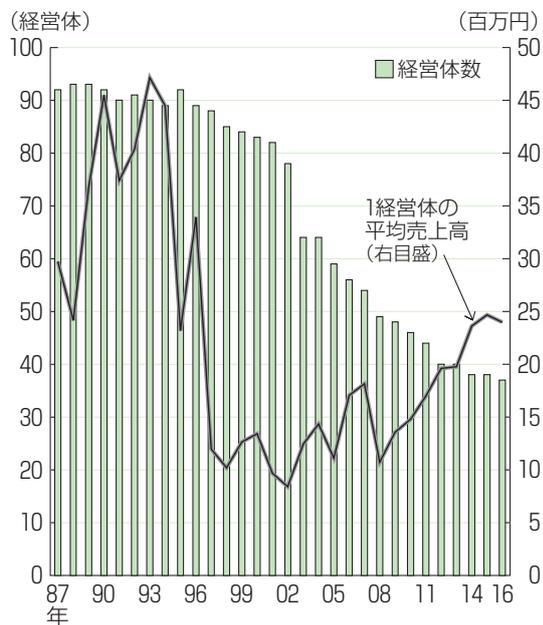
80年代以後の宇和島漁協管内における①水揚数量、②販売金額、③経営体数、④1経営体当たりの平均売上高をまとめたのが第4図、第5図である。赤潮の大量発生や阪神淡路大震災を受けた94年から95年にかけての落ち込み<sup>(注11)</sup>、赤変病による母貝の大量へい死(96年前後)、蛍光増白剤処理核問題

第4図 宇和島漁協管内における真珠水揚数量と販売金額の推移



資料 宇和島漁協資料

第5図 宇和島漁協管内における真珠養殖経営体数と1経営体当たりの平均売上高



資料 第4図に同じ

(05年), リーマンショック (08年) といった出来事に起因して, 生産・販売が大きく左右されてきたことがわかる。特に赤変病による影響は甚大であり, これによって生産規模が大きく落ち込んだ後は管内全体としての水揚数量・販売金額はそのまま停滞し続けている。一方個別経営体で見ると, 経営体数が減少したことで, 1経営体当たりの平均売上高は相当に回復してきた。

以上のような度重なる不況のなかで, 生産基盤が沈下しながらも全国的にシェアを維持し続けてきた要因として, 愛媛県独自の家族経営を基盤とする分業体制による部分が少なからずあるのではないかと考えられる<sup>(注12)</sup>。とりわけ, 赤変病の発生によって資本家的な真珠養殖経営体は愛媛県内ではほぼ見られなくなっており, その対照性は鮮明である。

(注4) 加瀬 (2014) 70~71頁参照。

(注5) 水産庁経済課編 (1950) 375頁参照。

(注6) 「真珠の漁業権を漁協へよこせ—全漁連が大大会で決議—」『真珠』7巻2号 (1962年) 7頁参照。

(注7) 愛媛県漁業協同組合連合会 (2000) 393頁以下参照。

(注8) 愛媛県漁業協同組合連合会 (2000) 385頁参照。

(注9) 愛媛県真珠養殖漁業協同組合編 (1980) 83頁参照。

(注10) その趣旨は, ①漁場の荒廃, 真珠および真珠貝の品質低下を招かないこと, ②既得の真珠養殖漁業権者に圧迫を加えないこと, ③転換業者の所得が向上することと要約される (愛媛県真珠養殖漁業協同組合編 (1980) 101頁参照)。

(注11) アコヤガイの軟体部が赤変化し, 衰弱死に至る感染症。

(注12) 愛媛県宇和海の零細規模の母貝からの転換養殖業者が1967年不況を耐えたことが注目され, その理由として, ①真珠専門の家族経営であったこと, ②母貝生産地のため優良な母貝が入手しやすかったこと, ③後発地ゆえに漁協系統の指導が行き届いたこと等が指摘される (愛媛県史編さん委員会編 (1985) 568頁参照)。

## (2) 宇和島漁協管内の真珠養殖

現在の真珠養殖業者の様子を宇和島漁協管内の経営体を例に取り上げる。宇和島漁協管内における真珠養殖漁場利用の状況を確認すると, 管内の全20地区のうち, 真珠養殖業者がいるのは平浦, 蕨, 小池, 小浜, 白浜の5地区であり, それぞれ, 12, 12, 4, 7, 2経営体が真珠養殖に従事しており, 合計で37経営体となる (第7表)。各地区に対応する地先漁場の所在は第6図のとおりである。

平浦には, ①隣接する遊子漁協の漁場を主に利用している者, ②地先漁場と同じ宇和島漁協管内の九島の漁場を併用する者の2パターンの経営体が存在する。蕨は, 地先漁場が面積的に限られており, 抑制作業

第7表 宇和島漁協の組合員数と真珠養殖経営体数

地区	(単位 人, 経営体)			合計
	正組合員数	うち真珠養殖経営体数	准組合員数	
平浦	16	12	10	26
蔭	13	12	3	16
小池	14	4	8	22
小浜	20	7	8	28
白浜	21	2	19	40
漁協全体	228	37	180	408

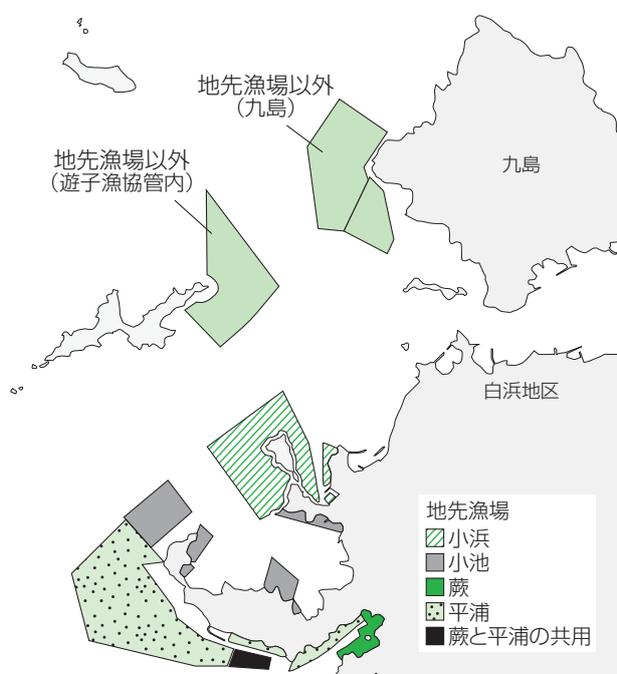
資料 「宇和島漁業協同組合業務報告書」(平成28年度)

第8表 宇和島漁協管内の養殖漁業経営体の規模別分布

	(単位 経営体, m)	
	経営体数	フロート筏m数
はえ縄1,500m未満	1	1,300
1,500~2,000	3	5,200
2,001~2,500	-	-
2,501~3,000	9	24,600
3,001~3,500	5	16,550
3,501~4,000	8	30,400
4,001~4,500	4	17,700
4,501~5,000	4	18,980
5,001以上	3	17,100
合計	37	131,830

資料 第4図に同じ

第6図 宇和島漁協管内における真珠養殖漁場



資料 第3図に同じ

(貝を冬眠状態にし、挿核による生理的影響を抑えるための工程)で使うなど利用の仕方は限定的であり、九島の漁場を主たる漁場とするのが基本である。小池は地先漁場が中心となるが、一部九島の漁場も利用しており、各経営体は双方に漁場を有している。小池は唯一地区内に真珠養殖業者と魚類養殖業者が併存している地区でもある。小浜

は地先漁場のみ利用している。最後に白浜はほぼ九島の漁場のみを利用している。このように、地区ごとに地先漁場と地先以外の漁場を併用しながら養殖経営は営まれている。なお、九島の漁場はかつては母貝養殖の漁場として利用されていた漁場であり、須賀川からの流入を受ける良漁場とされている。真珠のほかに魚類養殖に関しても、地区外からの利用が行われている。また、真珠養殖に関する漁場の利用調整の方法は、他の特定区画漁業権の場合に近く、各地区・集落の話合いに基づいて行われている。

次に全37経営体の規模階層別の構成をまとめたのが第8表である。経営規模は100m単位のはえ縄のm数で把握されるが(100mを1本と数える)、経営規模はかなり分散していることが見て取れる。全体的な傾向としては、2,500m以下の相対的に小規模な経営体は少なく、2,501~4,000mの中規模程度の層が厚くなっている。この規模差は、地区によってではなく、若年から壮年の家族員がいるかないかという労力面での差によって規定されているようである。なお、

かつて経営体数の多かった頃は、2,500mが1経営体当たりの上限とされていたとのことである。

### (3) 現在の課題と対応

以上のような漁場利用形態形成の経緯、実際の漁場利用、経営規模の下で、宇和島漁協管内では家族経営を基礎として真珠養殖が営まれている。そのなかで特に赤変病以後の真珠を取り巻く状況悪化の下、現在の具体的な課題として、①労働力の確保、②母貝の質的・量的確保の問題、③真珠の品質問題の3点がある。これらの諸点について、具体的な養殖業者の様子に言及しながら、対応状況、今後要請される支援を含めて以下確認する。

#### a 労働力の確保

宇和島漁協管内の真珠養殖経営の労働力の構成は、30～40歳代の世帯主あるいは後継者世代のいる経営体の場合、①世帯主あるいは後継者、②その妻、③両親世代の3～4人が中心的な従事者となり、そこに雇用労働力として1～2人が加わるような構成になる。雇用労働力は主に通年で平時の作業全般を担当するか、季節雇用として細胞切り（核とともに挿入する外套膜の切片〔ピース〕を切り出す工程）や挿核作業を担当するといった場合が多い。地区内外のリタイアした漁業者が年金以外の収入確保のために就業したり、特定の作業工程における労働補充や専門技術の援用のために雇用されるといった実態がある。特に30～40歳代の

世帯主の場合、親世代のリタイアが見えている、あるいは既に到来しており、雇用労働力の確保は重要な課題となっている。一方で、作業に専門性が求められるものの熟練した労働力は減少傾向にあり、育成も含めた対応が必要とされつつある。

#### b 母貝の質的・量的確保の問題

前項 a で見たように、労働力という面で生産基盤の弱体化が進行するなかで、毎年の真珠養殖の成否を決すと言っても良い母貝の確保に関しても課題が生じている。

母貝は、主に愛南町の内海地区から、はえ縄長2,500～3,000m程度の生産規模の場合、10万個前後が購入されている。2～3軒の母貝養殖業者からの仕入れとなるが、取引相手は必ずしも固定しておらず、短期間で変更されることもある。また、当年物（養殖期間1年未満、期間が短いためへい死リスクは小さい、成功率6割程度）、越物（養殖期間2年以上、真珠層の巻きが厚くなるため品質は高まるがへい死リスクは大きくなる、成功率4割程度）用がそれぞれの経営判断の下で組み合わせられている。現在はリスクの小さい当年物が主流であり、ヒアリングをしたある経営体においては、12～3万個の母貝のうち、10万個が当年物向けとのことであった。

このような行動が場合によってとられるのは、特に赤変病以後、優良母貝の品種が安定しないためである。母貝自体の養殖で2年、真珠の養殖で当年物なら1年かかるため、優良な品種と判明して本格的な普及

が始まるのに3年はかかるが、掛け合わせること種劣化が進むため、都度優良な品種を作り続けなければいけないという事情がある。<sup>(注13)</sup>赤変病以後、海外品種との交雑種を開発し、死亡率は大きく減少したが、生産される真珠の品質面での問題もあり、模索が続けられている。真珠養殖業者へのヒアリングでは、抑制や挿核といった技術的な側面よりも、母貝の能力いかんによる部分が真珠養殖にとってはより規定的な一方で、母貝の良し悪しは年によって大きく異なり、優良品種も3～4年で劣化するとコメントはほぼ共通しており、安定した生産環境が構築できていない状況がある。

(注13) 品種開発に関しては、愛南町(旧内海村)において、「海洋資源開発センター」が91年より始動し、アコヤガイ選抜事業(耐性交雑貝の開発等)が営まれている。これは愛南漁協の漁業自営事業として行われているものである。

### c 真珠の品質問題

3点目として、低品質真珠にかかる問題がある。1級品真珠の生産を目指すなかで、低品質真珠はやむを得ず生産されるものだが、これが安く流通することで真珠が希少な宝石ではなく安いアクセサリーに墮してしまい、高品質真珠の価格形成にとってもマイナスになるとの強い危惧が愛媛県の真珠生産業界にはある。

### d 各課題への対応状況ないし対応可能性

以上のように、大きく分けて、労働力確保、母貝確保、真珠の品質の3点において、各経営体は課題に直面している。この状況のなかで、それぞれの課題に対して一定の

対応が既に準備されていたり、漁協系統ないし組合員組織を主体とした対応の可能性が見えつつあるという状況がある。

①労働力の確保に対しては、例えば隣接する三浦漁協では、挿核作業従事者の新規着業者としての受入事業が行われている。これは、参入の技術的障壁の相対的に高い真珠であっても、あるいはそうであるからこそ、漁協を窓口とした対応が今後求められてくるということを示すものと捉えることができる。

②母貝確保への対応としては、真珠養殖業者間での情報交換が定期的に行われている。<sup>(注14)</sup>具体的には、宇和島漁協管内の真珠養殖業者によって構成される組合員組織である「真珠協議会」において、県水産研究センターの研究員を招いて勉強会が開催されたり、真珠養殖業者、母貝養殖業者、県水産研究センター、愛媛大学南予水産研究センター等からなる「宇和海アコヤ真珠技術交流会」において積極的な情報交換が行われている。従来、各業者において秘匿的に扱われていた技術面の情報につき、地域としての生産基盤の沈下に対する危機感から共有しようという動きが生じ、地域全体としての品質向上が目指されるに至っている。これは組合員組織等を基盤とした養殖業者自身による課題解決の動きと捉えることができる。

③真珠の品質に対しては、県が「愛媛県真珠産業振興基金条例」を制定し、「真珠母貝の生産体制の強化対策、真珠の品質の向上対策及びブランド化対策その他の真珠産

第9表 えひめ真珠産業振興対策事業による  
価格支持の目標と実績

(単位 円/匁, %)

	目標価格	実績価格	達成率
11年度	1,947	2,137	109.8
12	2,500	2,243	89.7
13	2,500	2,500	100.0
14	2,500	3,085	123.4
15	2,500	3,213	128.5
16	3,000	2,867	95.6

資料 愛媛県「事務事業評価表(えひめ真珠産業振興対策事業費)」各年より作成

(注) 1 目標および実績とも、「真珠品質向上対策事業」と「えひめ真珠ブランド確立推進事業」双方を合わせたもの。

2 目標価格および実績価格は共販平均単価(円/匁)。なお、一匁は3.75gに当たる。尺貫法廃止以後も、真珠に関しては、日本が養殖産業の先鞭をつけた品目であることから、国際単位として匁が継続して使用されている。

業の振興に資する施策の実施」(条例第1条)という目的を達成するための事業として、条例に基づき、「真珠品質向上対策事業」と「えひめ真珠ブランド確立推進事業」が11年度から行われた。前者は低品質真珠(1<sup>もんめ</sup>匁300円以下)につき買上げと廃棄を行うことで市場流通を抑止するものであり、後者は高品質真珠を愛媛ブランドと結び合わせ、販売促進と産地ブランド価値の向上を図るものである。両事業は、基金の補助の下(前者は2分の1、後者は10分の10補助)、愛媛県漁連が事業主体となって行われており、行政との協働という形で漁協系統が真珠養殖業の支援を行っているものと捉えられる。なお前者は現在は補助によらず、県漁連単独の事業として行われている。また、年度による変動は見られるが、事業の成果としても計画達成度は高い(第9表)。

(注14) 淡野・山下(2017) 15~24頁に詳しい。

#### (4) 小括

国家制定法である漁業法は、真珠養殖に

については、漁村の共同性を媒介として発現する権利としてではなく、経験者優先の事業者管理による権利として漁業権をデザインしている。しかし、愛媛県の実態を見ると、一定の経緯の下、他の養殖漁業と同じ論理で、家族経営世帯を単位とする漁村共同体による利用調整によって漁場利用秩序が形成されてきた。さらに、そうであるがゆえに、景気や疾病に左右されやすい品目であることに由来する困難に対しても対応力を発揮し、全国的にも有数の産地として地位を確立してきた。そして、赤変病以後に母貝生産地帯の生産基盤維持の困難が表面化し、それが真珠養殖に波及するなかで、漁協系統・行政含めた連携の形で、家族経営によって営まれる真珠養殖を維持する方向の努力が重ねられている。独自の漁場利用方式によって家族経営中心という形で構築された愛媛県の真珠養殖について、真珠と母貝の分離によって構築されたりリスク分散機構や家族経営ゆえの景気変動等に対する高い耐久力といったメリットを維持しつつ、漁協あるいは組合員による組織を一つの軸とした連携関係の下、下支えと発展を図るという方向性は、愛媛県の現実に適合的な一つのあり方として捉えられるのではないかと考えられる。また、真珠養殖経営体が沿岸漁協の組合員である以上、漁協系統は支援の主体として最も現実的かつ重要な地位にあると言えるであろう。

## おわりに

以上2つの事例について、生産や経営の実態に触れながら検討を加えてきた。両事例は基本的には全く事情の異なる事例であったが、家族経営を主体とした漁業権の将来的・安定的行使あるいは実現にあたっては、個々の経営体の範囲を超えた対応が不可欠であるという現実があり、そこで現に発揮されている漁協の機能の重要性（糸島漁協）あるいは漁協を通じた課題解決の可能性（宇和島漁協）を示すものだったという点において共通性を見いだすことができる。そして再び「漁業」から「権利」に焦点を当て直すなら、個人を主体とした権利行使あるいは権利実現であっても、それは他者を前提とした何らかの共同・協同・協働関係によってはじめて成立するものであり、むしろ両者は無理なく自然に調和している現実があるということの意味しているように思われる。さらに、権利行使・実現の持続性を視点として付け加えるなら、両者の調和の必然性はなお一層高まる。

今後は、以上のような関係の見られる漁業権の運用に対して、漁協が協同組合原理に基づいて行う諸事業がどのような寄与をしているのかにつき、具体的な分析が求められるものと考えられる。なぜなら、漁協が組合員の漁業権行使、実現を支援するには、漁協自身の存立・経営基盤が安定していなければならないからである。また、漁協の経営上のあり方は、組合員の漁業の

内容によって規定される面も大きいため、組合員と漁協双方のあり方は漁場の利用計画等の形で総合的に考えられなければならないという要請もおのずと出てくる。この点については、浜の活力再生プランのような現在進行中の政策との関わりも含めた検討も求められるところである。逆に、個人による漁業権の行使を通じて得られた利益を地域に還元するプロセス、またその媒介としての漁協の機能についても同様に事実

### <参考文献>

- ・愛媛県漁業協同組合連合会（2000）『愛媛の漁業と県漁連50年史』
- ・愛媛県史編さん委員会編（1985）『愛媛県史地誌2（南予）』
- ・愛媛県真珠養殖漁業協同組合編（1980）『愛媛県真珠養殖漁業協同組合二十年史』
- ・岡崎礼司（2014）「カキ殻捨てたら『ダメ。ゼッタイ。』—カキ殻リサイクルの取り組み—」2013年度全国青年・女性漁業者交流大会資料（糸島漁業協同組合青壮年部）  
(<https://www.zengyoren.or.jp/ninaite/kouryu/download.php?docid=965>)
- ・小栗宏（1968）『日本の真珠—その遊牧的養殖の諸形態—』古今書院
- ・小栗宏（1976）『東洋の宝石 真珠』玉川大学出版部
- ・小栗宏（1983）『日本の村落構造—林野と漁場の役割—』大明堂
- ・加瀬和俊（2014）『3時間でわかる漁業権』筑波書房
- ・亀岡鉦平（2017）「権利としての漁業権を支える二重の共同（協同）性—震災後の岩手県沿岸漁協における養殖漁場管理から—」『農業法研究』52号、94～108頁
- ・熊本一規（2000）『公共事業はどこが間違っているのか？—コモンズ行動学入門 早わかり「入会権・漁業権・水利権」—』まな出版企画
- ・古藤俊二（2012）「養殖カキ殻は肥料に—糸島の農協と漁協が連携 カキ殻リサイクル—」『農業協同組合経営実務』67巻5号、14～17頁
- ・篠原直哉・佐藤利幸（2016）「糸島地域におけるカキ養殖業の発展とカキ小屋の役割」『福岡県水産海洋技術センター研究報告』26号、69～72頁

- 水産庁経済課編（1950）『漁業制度の改革—新漁業法条文解説—』日本経済新聞社
- 田中克哲（2002）『最新・漁業権読本』まな出版企画
- 淡野寧彦・山下奈美（2017）「愛媛県宇和島市における真珠養殖業の存続形態—宇和島漁協管轄内を事例に—」『愛媛大学社会共創学部紀要』1巻2号, 15~24頁
- 宮田勉（2011）「漁村内地産地消による地域活性化

—福岡県におけるカキ焼き小屋を対象に—」『フードシステム研究』18巻3号, 239~244頁

- 森実庸男（2012）「愛媛県における真珠養殖の経緯とその現状」JFSTA NEWS No.17, 1~10頁
- 山田篤美（2013）『真珠の世界史—富と野望の五千年—』中央公論新社

（かめおか こうへい）



## 書籍案内

### 農林漁業金融統計2017

A4版 193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753  
FAX 03(3351)1153  
発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月



## 小規模養殖経営と「組合管理漁業権」について

近年、「日本漁業は停滞している」と声高に叫ぶ向きもある。世界的な漁業の食料としての位置づけが高まりつつあり、世界的に漁獲量の拡大傾向が継続する中で、1980年代中ごろ1,200万トンと、世界一の漁獲量を占めてきた日本の漁獲量は2016年には469万トンに減少したことを受け、“漁業後進国”と言われるような事態が進行している。そして、その原因のひとつに日本漁業の95%程度を占める家族労働力に依存した小規模な漁家経営にあるとする論調も見受けられるようになってきた。したがって、こうした非効率的な小規模漁業経営を消滅させ、大規模化、あるいは企業化の方向性こそが日本漁業を再生する道であるとするキャンペーンが盛んに行われている。例えば、日経ビジネス・オンライン2017年8月28日号の記事「独り負けニッポン漁業」によれば、日本漁業の現状に関して「2013～15年平均と2025年(予想)を比較すると、漁獲量を急速に増やしている中国のほかインド、ノルウェーなどが軒並み大きく成長する一方、日本はマイナスです」と述べている。その要因を次のように主張する。「日本には約15万隻の漁船がありますが、平均トン数は4トン。韓国に比べると半分以下、ノルウェーに比べると10分の1以下です」と日本漁業の小規模性をとりあげ、「漁獲に必要な『設備投資』が進んでいるとは言いにくいでしょう」と結論づける。また、漁業先進国としてのモデルにハイテク化の進んだ大規模なノルウェー漁業がとりあげられ、日本漁業の生き残りは、ノルウェー漁業が辿ってきた道に学ぶべきだと主張する論者も存在する。

こうした主張が強まる中で養殖業においても小規模家族経営よりも規模の大きな企業的経営を基本的な政策の基調にすべきだという論調も見受けられ、多数の小規模漁家経営による養殖業の在り方に基本的な疑義を投げかける論者も存在する。そしてこうした論調が強まる中で、最近、「漁業を成長産業へ」という掛け声とともに漁業外の外部企業にも海面養殖業へ自由に参入できるように「オープンアクセスにせよ」という声も盛んに言われるようになってきた。その際、「岩盤規制」として障害となっているのは、漁業権の免許主体が漁協となってい

る特定区画漁業権であるという。この特定区画漁業権は、小規模な沿岸漁業者が操業を行っている共同漁業権と並んで組合管理漁業権と呼ばれているもので漁協が各漁村で漁業権行使規則を作成し、この行使規則に沿って組合員である養殖業者に権利を行使させる自主管理の漁業権である。したがって地区漁民による漁場利用に関する調整・管理が前提となる。

こうした漁場の自主管理の理念は、明治以前の時代から存在し、江戸時代の封建体制の下にあっては、「磯は地付け、沖は入会い」とした中にそれは示されている。これは、封建領主によって磯＝地先漁場は当該漁村(数か村にわたることもある)の占有を前提として漁村(半農半漁村を含めて)の慣習的なルールに基づく零細漁民が圧倒的多数を占める村民全体の利用が行われ、沖合漁場は自由な入会いということをも認めたものである。こうした漁場利用システムは、今日まで続く沿岸漁業の基層ともいうべき理念であり、明治以降、こうした慣習が制度化され、明治漁業法の専用漁業権として結実した。そして戦後の民主化という改革の中で、1949年12月にも新漁業法の共同漁業権、そして1962年に明確化された特定区画漁業権として現在に至っている。また、1999年に施行された持続的養殖生産確保法においてもそれは生かされている。この法律は、養殖業、とくに魚類養殖業の成長とともに過密養殖によって問題となってきた漁場の老化による各種疾病の発生の対応として漁協による自主的な漁場改善計画の樹立が明記されている。こうして沿岸漁場を有効に利用してきた生業的養殖経営が多数を占める日本の養殖業は、経済的効率性・合理性だけで評価することはできない。なによりも特定区画漁業権に基づく漁協組織を介在させた漁場の自主管理という視点から評価すべきものなのである。

もちろん企業的経営が悪いと言っているのではなく、現実に存在する多数を占めている小規模漁家経営も養殖生産の担い手として位置づけ、企業的経営との協調・共存を図るべきであると考えているのである。その場合の前提条件は、漁場の漁協を介在させた地区漁民の自主管理であり、企業進出も地区漁民による合意形成が必要であると主張しているに過ぎない。

(福井県立大学 名誉教授 長谷川健二・はせがわ けんじ)

# 地域金融機関による農業ファンドの取組み

主事研究員 高山航希

## 〔要 旨〕

地域金融機関による農業ファンドの取組みが進んでいる。農業ファンドには、農業法人に出資する農業法人投資育成制度に基づく承認を受けたファンド（「育成ファンド」）や、6次産業化事業体に出資する株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）のサブファンド（「6次化ファンド」）等がある。

地域金融機関においては、地方銀行や第二地方銀行を中心に、6次化ファンドを組成する動きが広まっており、育成ファンドを組成する地域金融機関もある。これらの農業ファンドは出資実績を伸ばしている。

地域金融機関は地域経済活性化を目標に掲げるなど広い視野で農業ファンドを利用している。また、農業ファンドに取り組むことには、農業法人にアプローチしやすくなる、出資先との関係を一層強化できる、日本政策金融公庫やA-FIVEから農業経営等を評価するノウハウを学べる、といったメリットがあり、農業融資などにも良い波及効果があると思われる。

## 目 次

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| はじめに                   | (2) 金融機関B                 |
| 1 地域金融機関による農業ファンドの取組状況 | (3) 金融機関C                 |
| (1) 農業ファンドの制度について      | (4) 金融機関D                 |
| (2) 地域金融機関の農業ファンドの組成状況 | (5) 取組事例にみる農業ファンドのメリットと課題 |
| (3) 育成ファンドの状況          |                           |
| (4) 6次化ファンドの状況         | おわりに                      |
| (5) まとめ                |                           |
| 2 地域金融機関による取組事例        |                           |
| (1) 金融機関A              |                           |

## はじめに

金融機関による農業向けの出資に関する取組みが進んでいる。このような動きのきっかけであり、農業法人投資育成制度に基づき農協系統と日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）が設立したアグリビジネス投資育成株式会社（以下「アグリ社」という）は、出資実績を伸ばしている。2017年9月末までのプロパー出資の累積件数は115件、累積額は34億円となっており、同制度に基づく投資会社または投資組合の出資実績の大部分を占めている。加えて、JAグループが組成しアグリ社が運営する3ファンドについては累積出資件数が334件、累積額は36億円となっており、合わせて449件、70億円の出資実績がある（以上、数値は『ニッキン』2017年10月27日付）。

またそれと同時に、法人支援業務も強化している。従来から行っている出資先法人の個別支援やセミナー、出資先法人の交流会に加え、17年には出資先法人の育成を担当する専任の部長を新たに設置したほか、出資先法人の従業員向け研修も開始している<sup>(注1)</sup>（同紙）。

一方、農協系統以外の地域金融機関による農業ファンドの取組状況はどうなっているだろうか。営業エリアが限られている地域金融機関にとっては、地域の人口減少や地域経済の縮小への対応が大きなテーマとなっている。地域経済活性化のために地域金融機関が近年進めている施策の一つに農

林漁業向け事業の強化があり、農業ファンドを新しい農業金融ツールとして活用する地域金融機関は少なくない。

また、地域金融機関によるファンド出資は、金融行政による金融機関のあるべき姿をめぐる議論からも促されている。地域密着型金融が推進されるなか、「金融仲介機能のベンチマーク」において「ファンドの活用件数」が取り上げられるなど、金融監督当局がファンドの利用を促している面もある。

本稿では地域金融機関<sup>(注2)</sup>における農業ファンドに関する取組状況を分析し、現状を整理したうえで、今後の展開を考えたい。分析は公表されている情報と、実際に取り組んでいる地域金融機関に対して行ったヒアリングに基づいて行う。

（注1）このほか、アグリ社の出資先の具体的な事例としては、高山（2017）を参照されたい。

（注2）本稿における「地域金融機関」とは、営業地域が限定されている預金取扱金融機関を指すこととし、連合会は含めない。

## 1 地域金融機関による農業ファンドの取組状況

ここでは地域金融機関の農業ファンドに関する取組みの全体的な動向をまとめる。

### (1) 農業ファンドの制度について

農業ファンドの制度としてまず挙げられるのは、農業法人投資育成制度（以下「育成制度」という）である。制度の趣旨は、農地所有適格法人などの農業法人に出資を行う

株式会社や投資事業有限責任組合（limited partnership, 以下「LPS」という）の設立を促すことで、農業法人の自己資本の充実を図り、農業法人の成長、ひいては農業の活性化を促進するものである。金融機関等が設立・組成する株式会社またはLPSが、農業法人への投資を通じて経営を支援する体制等を記載した事業計画を提出し、農林水産大臣の承認が得られると、日本公庫から追加的な出資を受けることができる<sup>(注3)</sup>。

育成制度は02年に制定された。当初承認を受けられたのは農協系統あるいは地方公共団体が議決権の過半数を保有する株式会社のみであったが、13年に制度が改正され、地域金融機関を含む一般法人が組成しても承認を受けられるようになり、またLPS形態も可能になったため、地域金融機関によるLPSの育成ファンドが増えた。以下では、育成制度の承認を受けたLPSを「育成ファンド」と呼び、株式会社とLPSを総称する場合は「育成会社等」と呼ぶ。現在（18年1月）のところ株式会社のものはアグリ社のみであり、地域金融機関が組成したものはすべてLPSである。

農業ファンドとしてもう1つ挙げられるのは、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）のサブファンド（以下「6次化ファンド」という）である。根拠となる「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」は12年に施行され、A-FIVEは13年に設立された。金融機関等が組成したLPSにA-FIVEが追加出資することで6次化ファンドが作られ、6次化ファンドは1次産業事業者と2

次・3次産業事業者（パートナー事業者）の共同出資によって設立される6次産業化事業体に出資する。なお、制度改正により、2次・3次産業事業者なしで1次産業事業者のみで6次産業化を行う場合にも6次化ファンドから出資できるようになった。

6次化ファンドはA-FIVEから原則50%の出資を受けなければならない、出資先となる6次産業化事業体は6次化ファンドの出資前に1次産業事業者が議決権の半数以上を持ち、経営のイニシアチブを握っている必要がある。6次化ファンドは原則6次産業化事業体の議決権の半数まで出資できる。

**(注3)** 以前は承認を得たファンドが農業生産法人に出資できるようになることも育成制度の特徴であったが、16年4月の農地法改正により誰でも農地所有適格法人に50%未満の出資ができるようになったため、育成制度の特徴ではなくなった。また、このために、地域金融機関が組成したファンドのなかには、育成制度に基づく承認を受けていないが農地所有適格法人に出資しているものもあり、農業ファンドの1形態と思われる。しかし数が少なく、情報を網羅的に収集することも困難であるため、本稿では育成ファンドと6次化ファンドを対象とする。

## (2) 地域金融機関の農業ファンドの組成状況

第1表は育成ファンドと6次化ファンドを組成している地域金融機関の全国のなかでの割合を、ファンドの種類別にまとめたものである。

地銀と第二地銀において育成ファンドを組成している割合が10%を超えている。また、地銀の67.2%、第二地銀の31.7%が6次化ファンドを組成していることも注目される。2制度を合わせると、地銀の70.3%、第

第1表 育成ファンドと6次化ファンドを組成している地域金融機関の数と割合(2018年1月末)

	全国の金融機関数	育成ファンドを組成		6次化ファンドを組成		いずれかを組成		うち両方を組成	
		数	割合(%)	数	割合	数	割合	数	割合
地方銀行	64	10	15.6	43	67.2	45	70.3	8	12.5
第二地方銀行	41	5	12.2	13	31.7	15	36.6	3	7.3
信用金庫	261	1	0.4	27	10.3	27	10.3	1	0.4
信用組合	148	9	6.1	8	5.4	15	10.1	2	1.4

資料 金融庁ウェブサイト, 農林水産省ウェブサイト, A-FIVEウェブサイトを基に作成  
 (注) 全国の金融機関数は, 金融庁における免許・登録数。

二地銀の36.6%がいずれかのファンドを組成している。信用金庫, 信用組合は全体の1割がいずれかを組成している。地銀や第二地銀で農業ファンドの取組みが浸透し, 信用金庫や信用組合でも取り組むところが現れているとみることができる。

地銀, 第二地銀, 信用金庫, 信用組合の順に割合が高いのは, おそらく各業態の平均的な経営規模と関係がある。出資は融資と比較してリスクが高く, またファンド運営に関するノウハウも必要になるため, 経営資源が豊富な金融機関でないとファンドに取り組むことが難しくなると考えられる。

育成ファンドに比べて6次化ファンドに取り組む地域金融機関が多いのは, 育成制度の改正より前に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法ができたため, 農業など1次産業に注目する地域金融機関がいち早く6次化ファンドを組成したことが理由の一つとして考えられる。また6次産業化事業体の事業内容は食品製造, 卸売, 小売, 飲食店などで, これらは地域金融機関が強みを持っている分野であるため, 支援しやすいことも理由として考えられる。育成ファンドは農業法人に直接出資と支援をしてい

くため, 特に農業支援を強化したい金融機関が組成しているものと思われる。

### (3) 育成ファンドの状況

育成制度に基づく承認を受けている株式会社やLPSは, 18年1月末において18が存在する。うち1はアグリ社, 残る17はLPSで, うち16が地域金融機関によるものである。第1表の育成ファンドを組成している地域金融機関の数より少ないが, これは複数の金融機関が共同で組成しているLPSもあるためである。経営統合により同じ持株会社の傘下にある複数の金融機関によるLPSのほか, 17年には初めて9信用組合の共同による育成ファンドが組成された。

地域金融機関による16の育成ファンドのうち半数の8は14年に組成された。15年の組成数は4, 16年は2, 17年も2と新規組成は減ってきている。ファンドの規模に当たる出資総額(1つのファンドが法人に出資できる総額)は5億円のもの7と多く, 最小で1億円, 最大でも10億円, 中央値は5億円である。日本公庫から出資を受けているものは13, 受けていないものが3ある。

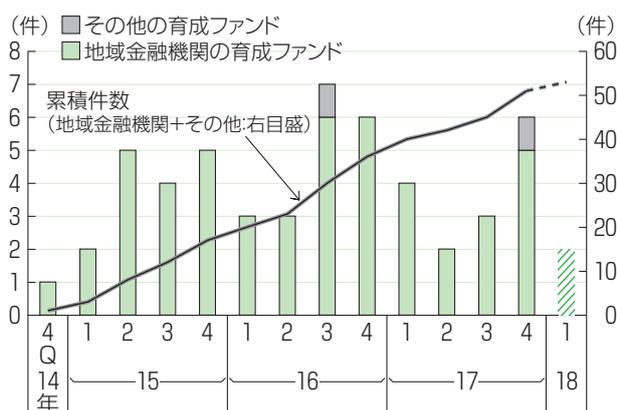
育成ファンドから農業法人への出資事例

は、農林水産省ウェブサイトに掲載されている。加えて、各金融機関がプレスリリースしているため、育成ファンドから農業法人への出資実績は数量としておおむね把握できる。<sup>(注4)</sup>

四半期ごとの育成ファンドの出資決定件数と決定額をまとめたものが第1図、第2図である。

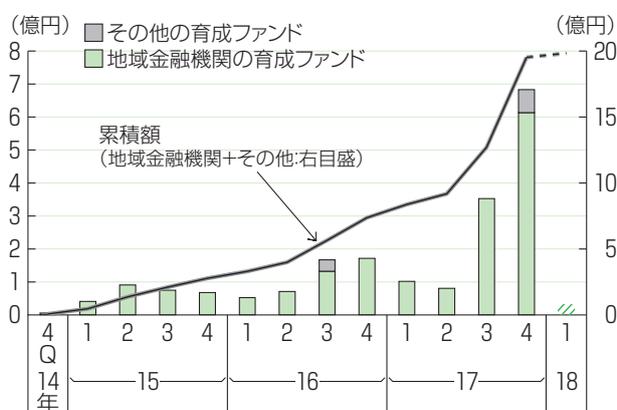
出資決定件数は、時期による件数は異なるものの、累積件数はなだらかな直線となる

第1図 育成ファンドから農業法人への出資決定件数



資料 農林水産省ウェブサイト、金融機関ウェブサイト等を基に作成  
(注) アグリ社の出資決定件数および農業法人以外への出資決定件数は含まない。18年第1四半期は1月まで。

第2図 育成ファンドから農業法人への出資決定額



資料 第1図に同じ  
(注) アグリ社の出資決定額および農業法人以外への出資決定額は含まない。18年第1四半期は1月まで。

っていることから、平均すると1四半期当たり4件程度のおおむね一定のペースで推移している。

期間中の出資決定額は、17年第2四半期までは1四半期当たり8,000万円程度であったが、17年第3、第4四半期はそれぞれ3.5億円、6.8億円と急増した。1件当たりの出資規模は、17年第2四半期まで数千万円程度であったのが、第3、第4四半期に1億円前後に急拡大している。17年第2四半期までは集落営農法人を含む標準的な規模の農業法人への出資事例が多かったが、17年第3、第4四半期には非農業中堅企業の農業参入や、大型農業法人への出資事例が増えたことが背景にあるようである。しかし、今のところ地域金融機関による育成ファンドは出資総額が5億円程度であることが多いことを考えると、1億円を超える規模の大型出資が今後も続くことは考えにくい。

地域金融機関による育成ファンドはLPSであることから、今後の出資件数と出資額は減少していく可能性がある。LPSには存続期間の定めがあり、現状の育成ファンドはすべて存続期間が15年間であるため、組成から15年後に清算しなければならない。農業法人への出資からエグジットまでの投資期間の目安を仮に10年とおくと、出資決定は組成から5年以内に済ませるべきということになる。地域金融機関の育成ファンドの半数は14年に組成されており、近年は新規の組成が減ってきていることから、19年頃をめどに出資決定が減少する可能性がある。ただし、育成ファンドの出資実績が

多い地域金融機関が将来2号ファンド、3号ファンドと後継ファンドを立ち上げていくことや、新たに組成を行う金融機関が現れる可能性もあるため、今後の動向が注目される。

育成ファンドの18年1月末までの累積出資決定件数は53件（うち地域金融機関によるものは51件）、累積額は19.8億円（同18.8億円）となっている。育成ファンド1つ当たりで見ると、累積出資決定件数は3.1件（地域金融機関によるものは3.2件）、累積額は1.2億円（同1.2億円）となっている。

**（注4）** 育成会社等は農地所有適格法人や農業法人に投資対象が限定されるわけではなく、実際に周辺産業に投資している育成ファンドも存在する。しかし、ここでは農業法人以外への出資決定は除外している。

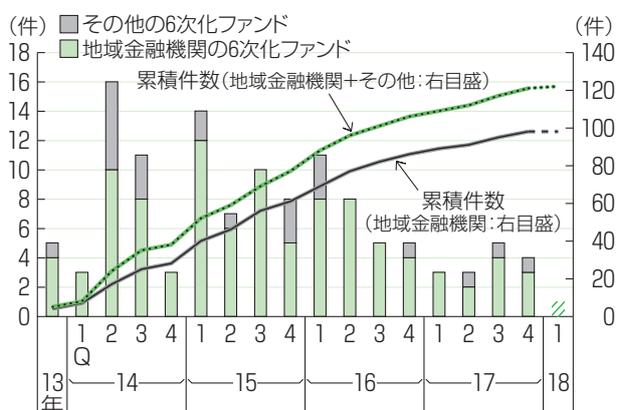
#### （4） 6次化ファンドの状況

6次化ファンドは18年1月末までに53が組成され、うち5はすでに解散となり、48が存在している。このうち地域金融機関によるものは45ある。地域金融機関による6次化ファンドの出資総額は中央値で10億円、最大で30億円と、育成ファンドよりも規模が大きい。組成年は、13年が28と過半を占める。14年に組成されたものは15、15年は2となっており、16年以降の新規組成はない。

6次化ファンドから6次産業化事業体への出資決定状況はA-FIVEが公表している。それをもとに、四半期ごとの出資決定件数と決定額をまとめたものが第3図、第4図である。

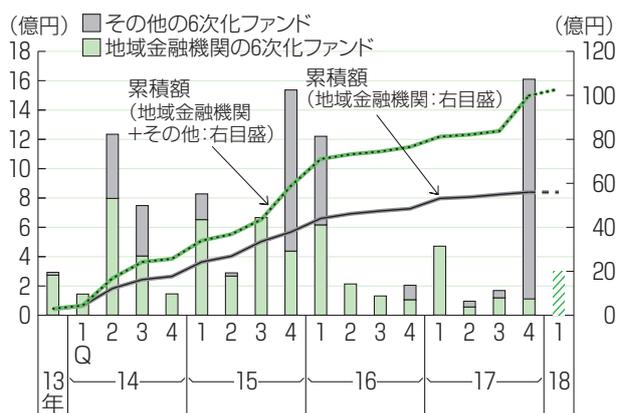
地域金融機関が組成する6次化ファンド

第3図 6次化ファンドの出資決定件数



資料 A-FIVEウェブサイトを基に作成  
 (注) 「その他」にA-FIVE直接出資を含む。13年は9月以降の合計。18年第1四半期は1月まで。

第4図 6次化ファンドの出資決定額



資料 第3図に同じ  
 (注) 第3図に同じ。

の出資は17年以降も決定されているものの、件数は15年第1四半期がピークで、その後は徐々に減少していく傾向にある。地域金融機関以外の6次化ファンド（A-FIVEからの直接出資を含む）を合わせてみても、新規の出資決定件数は少なくなっており、累積件数の伸びは弱まっている。6次化ファンドはすべて存続期間を15年とするLPSであり、多くの育成ファンドよりも早い13年に組成されたものが過半であるため、すでに出資件数の減少が始まっているものと考え

られる。なお、6次化ファンドについてはA-FIVEが33年3月までの時限組織であるため、制度改正がない限り、後継ファンドが作られる可能性は低いと考えられる。

出資決定額でみると、地域金融機関の6次化ファンドからの出資決定額は減少しているが、地域金融機関以外からの出資決定額が大きい四半期があるため、全体の累積出資決定額は一定のペースで拡大している。特にA-FIVEからの直接出資案件の比重が大きくなっている。直接出資は1件当たりの出資額が大きく、なかには出資決定額が10億円を上回る案件もある。サブファンドとA-FIVE直接出資を合わせた18年1月末までの累積出資決定件数は122件、累積額は102.8億円となっている。うち地域金融機関の6次化ファンドによるものは、98件、56.0億円である。6次化ファンド1つ当たりでみると、累積出資決定件数は2.5件（地域金融機関の6次化ファンドは2.2件）、累積額は2.1億円（同1.2億円）である。

17年12月に開催された「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告（第8回）」において、A-FIVEは今後の方針の一つとして「直接出資やサブファンド出資の拡大に積極的に取り組む」ことを挙げている。さらに、KPI（重要業績評価指標）の一つとして「1億円以上の大型案件の出資規模の割合を25%」を挙げているが、サブファンドの多くは出資総額が10億円以下であることを考えると、大型案件を担うのは今後もA-FIVEの直接出資で

ある可能性が高く、A-FIVEの比重は下がらないと思われる。

なお、A-FIVEは6次産業化事業体の販路開拓等を支援する事業者に対して直接の出資ができるようになっており、このスキームによる出資決定がすでになされている。また、農業競争力強化支援法が17年に施行され、同法により事業再編計画や事業参入計画の認定を受けた事業者がA-FIVEから出資等の金融支援を受けられるようになっており、A-FIVEの事業範囲が拡大している。

## （5）まとめ

ここまでの分析をまとめると、地銀や第二地銀を中心に6次化ファンドを組成する動きが広まっており、育成ファンドを組成する金融機関もある。地域金融機関による育成ファンドや6次化ファンドの出資実績も伸びており、特に育成ファンドは17年に出資決定額が大きく増加した。ただ、6次化ファンドは1四半期当たりの出資決定件数が減少傾向にある。

## 2 地域金融機関による 取組事例

次に、農業ファンドからの出資実績があり、農業法人や6次産業化事業体への出資を有効に活用している4つの地域金融機関の実際的な取組状況を紹介する。ヒアリング対象者は、LPSである農業ファンドのLP（有限責任組合員）となっている金融機関の担当

者や、GP（無限責任組合員）となっている組織の担当者など、実務に携わり精通している職員である。

### (1) 金融機関A

金融機関Aは農業を営業エリアの重要な地場産業と認識し、銀行取引の新しい市場として農業支援を強化している。Aは、農業は成長産業としての潜在力を持っているがそれを発揮しきれないと感じているため、支援によって「儲かる農業」を実現したいと考えている。Aが行う農業支援の具体的な内容としては経営支援と資金調達支援があり、経営支援は販路開拓や異業種からの農業参入などへの支援を行っている。農業ファンドは農業向け融資商品と並んで資金調達支援の一つという位置づけである。国の政策として6次化ファンドや育成制度の改正があったことがきっかけで、農業ファンドにも取り組むことになった。

Aは事業拡大の意欲のある事業者をアプローチ先として選定し、訪問活動を行っているが、ファンドからの出資を提案している先は、そのなかでも企業としての成長に意欲的な法人である。Aの担当者によると、比較的手堅い成果が期待できる場合には融資で良いが、成長が期待できる一方でリスクもある挑戦的な事業や、事業が軌道に乗るまでに一定の期間を要すると見込まれる場合には出資が適するという。出資により自己資本が厚くなるため、新事業が黒字化するまでの期間やリスクが顕在化したときの財務的なバッファーになる。

ファンドからの出資前には、出資後10年間の事業計画を法人と金融機関が一緒に策定する。出資前後の事業者とのコミュニケーションは、融資のみの場合に比べてその内容が濃くなるという。

出資先具体例として、ICT（情報通信技術）を活用した先進的なビジネスモデルの農業法人がある。この農業法人はAと創業当初から関係があったが、Aが開催するビジネスプランコンテストで賞を取ったことで関係が深まり、育成ファンドの出資に至った。農業法人はその後順調に成長したが、大手IT系企業との資本提携がスタートすることとなり、その際に育成ファンドからの出資はエグジットした。しかし、その後も親密な関係が続いており、農業者の独立支援プロジェクトなどのサポートを実施しているという。

### (2) 金融機関B

金融機関Bは、政府が農業の成長産業化を打ち出したことをきっかけに、農業関連事業を強化した。それまで農業融資などの農業関連事業はあまり注力できていなかったが、改めて検討してみると営業エリアはその地方で一番の農業地域で、食品製造業者も多く、農業を含む食品産業のマーケットが大きい。成長期待があるにもかかわらず手つかずのところが多いため新たなマーケットであり、農協系統や日本公庫以外の金融機関にも参入余地があると考えた。

もともと投資業務を行う子会社を持ってベンチャーキャピタルを行っていたことも

あり、農業関連事業の強化として最初に行ったのは6次化ファンドの組成で、後に育成ファンドも立ち上げた。併せて、日本公庫との農業向け協調融資や、プロパーの農業融資も強化している。

ファンドの出資先となるのは一定の売上高が見込める法人で、大型農業法人や異業種からの新規農業参入などである。もともと親密な農業法人にファンドのアプローチをするだけでなく、今まで取引がなかった法人にもアプローチしている。6次化ファンドを立ち上げた当初は、ファンドのセミナーを開催し、その出席者に後で改めてアプローチすることもあった。ファンドを通じて新規取引先を開拓し、あるいはBの利用度合いを高め、取引先とより親密になることを期待している。

Bは、不動産企業の農業参入に対して出資した事例がある。当初は当該企業が自社のホテルで提供するワインの醸造を行っていたが、原料となるブドウの安定的な調達のため、独自に農業法人を立ち上げてワイン用ブドウの生産も始めることになり、そこへ育成ファンドから出資した。Bは農業コンサルタント会社と当該農業法人の連携の仲立ちをして、醸造用ブドウで日本初となるグローバルGAPの取得をサポートするなど、支援を続けている。

Bの担当者によると、農業ファンドはベンチャーキャピタルと比較して長期間の投資になるという違いがあるが、農業分野でもファンド運営の経験を生かして支援していくという。

### (3) 金融機関C

金融機関Cは農業生産額が多く、大規模な農業法人が多い地域を営業エリアとしている。Cは農業関連事業として農業融資を行っているほか、商談会や農業ファンドに力を入れている。農業ファンドは農業に関連する産業の企業とのリレーション強化が主な狙いである。6次化ファンドと育成ファンドの両方を持っており、フードビジネス支援のためには6次化ファンド、大型の農業法人や植物工場などのためには育成ファンドと位置づけている。

農業ファンドを組成したのは、融資だけではない資金供給手段を持つことが重要と考えたためである。Cの営業エリアは県内GDPに占める農業の割合が比較的高く、成長産業化政策により今後も伸びが期待できる。それだけでなく、流通、加工、機械製造などへの波及効果が見込めると考えている。

育成ファンドは既存事業の財務基盤を強化するために使う。金融機関と出資先のリレーション強化に役立っているという。農業法人は大規模になるほど多くの金融機関と取引を行うが、出資することで、法人から金融機関への信頼感が高まり、他金融機関と差別化することができる。結果として、融資などほかの取引も伸ばすことができる。また、ファンドを通じて農業経営を評価するノウハウを日本公庫から吸収することもメリットとして大きいという。具体的には農業法人の事業計画の策定やそのチェックについてのノウハウであり、ある出資先

で得たノウハウは別の出資先にも生かせるという。

半面、Cの担当者は、農業ファンドの難しさとして、出資の説明を聞いて前向きに検討する法人がある一方で、ファンドに対して忌避感を持つ法人があることを挙げる。ファンドはよく分からない、怖いものというイメージや、経営を乗っ取られるのではないかという不安を持つ経営者がいるという。そういった際には、たとえば育成ファンドの場合、育成制度に基づき農林水産大臣の承認を受けていることが出資先法人の安心材料になることがある。

#### (4) 金融機関D

金融機関Dは、1次産業事業者への支援を強化しているほか、食品製造業や流通業など1次産業との関係が深い2次・3次産業事業者への支援や、6次産業化などの新産業創出の支援も行っている。具体的には、商談会やセミナー、6次化ファンドに取り組んでいる。農業経営のスキルを学べる複数回開催のセミナーの実施、大学やコンサルタント会社などの外部と連携して農業経営を支援する取り組みも進めている。

農業ファンドは6次化ファンドのみ行っている。6次産業化事業体の成否は1次産業事業者と2次・3次産業事業者の連携状況が鍵になることから、地場の事業者との関係が深い地域金融機関としての強みを生かしつつ、農業分野に入り込むことができるツールと考えている。

出資先への支援事例としては、玄そば(殻

の付いたままのそばの実)をそば粉に加工する6次産業化事業体がある。6次化ファンドからの出資を提案できるような6次産業化事業体は、収益性やファンド出資コストを考慮するとある程度の経営規模が必要になるが、当該事業体に出資する1次産業事業者だけでは原材料を賄いきれず、外部からも原材料を調達することが必要になるケースが出てくる。これに対し、Dは周辺農業者を原料調達先として紹介した。また、そば粉加工で出てくるそば殻は産業廃棄物となってしまうが、Dが活用方法を模索したところ畜産農家に敷料としての需要があることが分かり、そこに譲ることとした。敷料としてそば殻を使うと堆肥が作りやすくなる副次的効果もあるといい、堆肥は周辺農家が使うことで、地域内での資源循環につながっている。

#### (5) 取組事例にみる農業ファンドのメリットと課題

ヒアリングの結果から、地域金融機関による農業ファンドへの取組みの特徴についてまとめる。

1点目は、農業ファンドを組成している金融機関は農業ファンドの目的を、地域経済の活性化や、農業の成長産業化の支援という広い視野でとらえている。今回ヒアリングを行った金融機関は、地域経済活性化に関する部門が農業ファンドを担当していたケースが多い。ファンド単体で投資収益を考えて金銭的なリターンを追及するのではなく、農業融資の伸長などほかの取引へ

の展開や、取引先とのマッチングによる食品製造業や飲食業、流通業など関連業界の取引先の業況拡大、さらには波及効果による地域経済の活性化というより大きな目標も掲げている。

2点目は、農業ファンドは、地域金融機関が新たな開拓分野として農業法人にアプローチする際の良いツールとなる点である。農業金融のマーケットにおいて、出資はまだ新しい分野であるため、農業金融商品・サービスの一つにファンド出資をラインナップしておく、アプローチ先にアピールしやすい。ファンドに興味を示す農業法人は、経営規模が大きく成長志向である可能性が高いため、その点でも地域金融機関にとって好ましい。最終的に出資には至らなくても、それがきっかけとなって融資などその他の取引への発展が期待できる。

3点目は、地域金融機関と出資先農業法人の関係が、融資のみによるものよりも深くなることである。農業法人経営者とファンドからの出資を行う地域金融機関は、共同事業者として法人の事業拡大を協力して進めており、農業法人を強く支援することができる。また、このことは、地域金融機関が農業という産業の特性をより深く知り、融資や事業性の評価を適切に行う能力を高めることにもつながる。なお、現状、育成ファンドでは無議決権株式、6次化ファンドでは普通株式による出資が主流という違いはあるが、出資先と地域金融機関の関係強化の面では議決権の有無は大きく影響していないようである。

4点目は、ファンドを日本公庫やA-FIVEと共同で組成している場合、それらから農業法人や6次産業化事業体の経営を評価するノウハウを吸収できることである。農業分野での経験に乏しい地域金融機関が農業や6次産業化について学ぶ機会になり、またそのことが農業ファンドの組成を後押しする効果もあると思われる。なお、育成ファンドは日本公庫からの出資を受けない選択も可能だが、その場合でも地域金融機関は農業融資など別の分野ですでに日本公庫と関係を築いていることが多い。

5点目に、ファンド出資の普及における課題として、ファンドから出資を受けることに対して農業法人の理解がまだ浸透していない面がみられることが挙げられる。地域金融機関は、事業拡大の意欲があって「企業的」な経営を目指す農業法人にファンド出資を提案するケースが多い。しかしそれでも出資と融資の違いを十分に理解していないことや、「ハゲタカファンド」などの言葉に象徴されるように、ファンドに対してネガティブなイメージ、忌避感を持っている経営者もいる。そのため、ファンドの推進にあたっては農業法人経営者に対して丁寧に説明する必要があるとの意見が複数の金融機関から聞かれた。なかには「ファンド」という言葉をなるべく使わない方針の金融機関もあった。

また、経営管理についてのアドバイスを必要としている農業法人が多く、出資先に対してその点のコンサルティングを丁寧に行うことが重要という意見もあった。しか

し、非1次産業に投資する一般的なベンチャーキャピタルと比較すると、農業分野は出資先へのハンズオン支援がまだ不十分という認識を持ち、今後さらなる充実が必要と考えている地域金融機関もある。

## おわりに

農業金融分野においては以前から農協系統のプレゼンスが高い。しかし近年、地域金融機関が参入し、農業ファンドなどの取組みを通じて能力を高めつつある。本稿でみたように、先進的な取組みを行っている地域金融機関では、農業ファンドを通じ意欲的な農業法人との関係を構築し、あるいはより強固にし、農業や農業法人経営についての知見を蓄積して農業法人や6次産業化事業体への支援に生かしている。これらは金融監督当局が要請する事業性評価の能

力の向上につながるものであり、農業融資をはじめとする金融機関の他の農業関連事業にも波及していくと思われる。

泉田（2008）は、今後の農業金融の方向性として、多様な農業経営体によって担われる農業・農村への構造変化を前提とするならば、多様な経営体への金融サービスには不断の工夫が必要であり、そのためには選択と競争のメカニズム導入が不可欠と論じているが、本稿でみた動きは、このような世界が現れつつあることを示しているのではないだろうか。

### <参考文献>

- ・泉田洋一（2008）「農業・農村金融の新潮流と今後の方向」泉田洋一編『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会、1～21頁
- ・高山航希（2017）「農業金融の手段としての出資について—農業ファンドに着目して—」『農林金融』2月号

（たかやま こうき）





## 漁協自営事業の実態 ——2017年度漁協アンケート調査結果から——

主任研究員 尾中謙治

### はじめに

本稿は、2017年6月に実施した「2017年度 漁協アンケート調査」結果の概要である。全国1,146組合・支所（1県1漁協等の大規模漁協の支所・支店を含む。以下「組合」という）に配布し、478組合から回答をいただいた（回収率41.7%）。

漁業者および水揚高が減少傾向にある漁協において、現状のままでは将来的に経営を存続していくのは厳しい状況にある。そのようななか、漁協が自ら新たな事業を実施し収益を獲得することは、漁協経営の財源確保にあたって必要な取組みのひとつと考えられる。そこで、本アンケートでは、漁協の自営事業の現状を中心に取り上げた。以下では、漁協自営事業に関するアンケートおよびヒアリングの結果について紹介する。

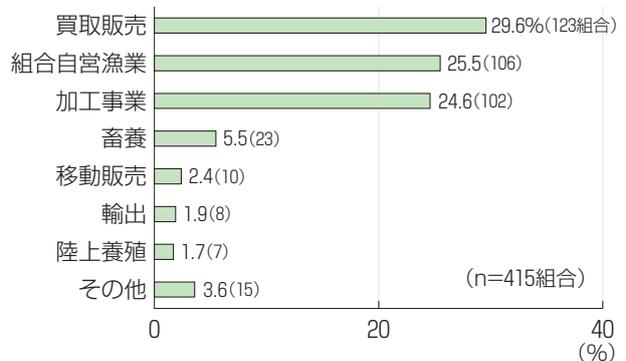
### 1 漁業関連の自営事業

漁協では販売や購買、製氷・冷凍・冷蔵等の漁業に関連する事業を従来から行っているが、環境変化のなかで販売事業においては買取販売や輸出等の新たな取組みをは

じている漁協もある。アンケートでは、「買取販売」(29.6%)が最も多く、次に「組合自営漁業」(25.5%)、「加工事業」(24.6%)である(第1図)。なお、水産庁『水産業協同組合統計表』によると、15年時点で漁協が買取販売しているのは948組合中200組合(21.1%)、組合自営漁業は185組合(19.5%)、加工事業は165組合(17.4%)である。

水揚金額の最も多い漁業種類(以下「主な漁業種類」という)別にみると、「買取販売」と回答している割合が高いのは、「魚類養殖」(20組合中11組合:55.0%)と「まき網・船曳網等」(62組合中27組合:43.5%)である。また、正組合員数別にみると、正組合員が多いほど「買取販売」と回答している割合が高い(「正組合員400名以上」で「買

第1図 漁協で実施している漁業関連事業(複数回答)



(注) アンケートには販売や購買、製氷等の一般的な漁業関連の事業を含んでいない。

取販売」を実施している組合は70.6%)。同様の傾向は「組合自営漁業」と「加工事業」にもみられる。

各事業の目的としては「組合経営の財源確保」と回答している割合が高く、そのなかでも高かったのは、「組合自営漁業」(88.6%)、「移動販売」(77.8%)、「買取販売」(41.8%)である。「買取販売」の目的は、「組合経営の財源確保」と「魚価の向上」(各41.8%)が最も多く、次に「組合員の所得向上」(27.9%)である。同様に、「組合自営漁業」は、「組合経営の財源確保」(88.6%)が最も多く、次に「組合員に雇用の場の提供」(21.9%)、「加工事業」は、「魚価の向上」(47.1%)が最も多く、次に「組合経営の財源確保」(41.2%)、「組合員の所得向上」(37.3%)である。

各事業の収支動向については、「黒字傾向」と回答している割合が最も高かったのは「輸出」(71.4%)で、次が「組合自営漁業」(63.5%)、「移動販売」(44.4%)である。なお、「輸出」と回答している8組合すべてが、ここ2～3年の組合事業利益を「黒字傾向」と回答している。「輸出」以外で組合事業利益が「黒字傾向」と回答している割合が50%以上の事業は「移動販売」(60.0%)、「加工事業」(54.5%)である。

現在実施している事業の今後の方針として、「拡大」と回答している割合が最も高かったのは「輸出」(57.1%)で、次が「畜養」(40.9%)、「加工事業」(35.0%)である。

漁協で今後実施したい漁業関連事業は、「加工事業」(7.2%)が最も多く、次に「蓄養」(3.4%)、「組合自営漁業」(2.3%)であ

る(387組合集計・複数回答)。

ヒアリングをしたA漁協では、移動販売車による販売に10年ほど前から取り組んでおり、漁協で仕入れた鮮魚に加えて地元農産物やその加工品・総菜等を販売している。従事者はパートで、地区の集会所等の拠点を週4日巡回して販売している。利用者の中心は高齢者である。ピーク時には移動販売車7台で7千万円の年間売上を計上したこともあるが、地域住民の減少等の影響もあり、16年度は移動販売車4台で4千万円強の年間売上である。A漁協では移動販売車の取組みによって、漁協の収益改善と漁業者の所得向上を実現しており、管内の買い物弱者等の住民の支援・人口流出の歯止めにも貢献している。

ヒアリングをしたB漁協の組合自営漁業は、C大学との共同による稚魚・成魚の養殖である。事業運営の中心はC大学の事業場であり、事業への出資割合はC大学が8割、漁協が2割である。利益も基本的には出資割合で案分される。漁協からは職員4名が事業場に出向しており、飼育や出荷・選別業務を担当している。5か所の養殖漁場(特定区画漁業権)は、すべて漁協とC大学が共同漁業権者となっている。漁協は金銭出資と職員の出向を行い、それに対する利益を得ている。漁協のメリットは利益を得られることではあるが、それにあたって漁協が事業のリスクをすべて負わなくてよいことや養殖に関する専門技術が不要であることは当事業の魅力である。組合員にとっては、漁協に漁業自営から利益がもた

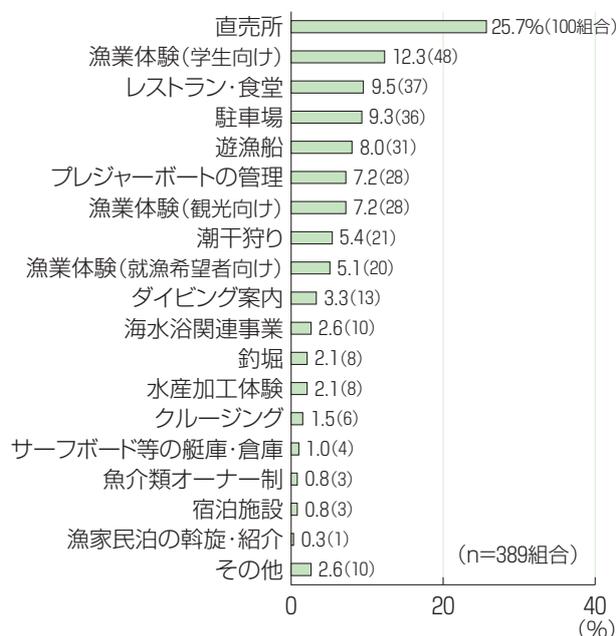
らされることによって賦課金や販売手数料の値上げ等を抑えることができるというメリットがある。C大学サイドにとっては、漁協と共同事業を行うことによって、養殖に必要な海面漁場や陸上用地の確保、天然親魚等の入手、地元漁業関係者との調整等に関して組合員からの理解が得られ、単独で実施するよりも迅速かつ容易、確実であるというメリットがある。今後、組合自営漁業を導入しようと検討している漁協は、大学や民間企業との共同による実施も検討してみる価値はある。

## 2 観光・レジャー関連事業

漁協で実施している観光・レジャー関連事業としては、「直売所」(25.7%)が最も多く、次に「漁業体験(学生向け)」(12.3%)、「レストラン・食堂」(9.5%)である(第2図)。「その他」としては、「貸竿」「島巡り」「特産物祭り」「釣筏」「シーカヤック」「朝市」「みなと祭り」等が挙げられている。なお、水産業協同組合統計表によると、15年時点で漁協が「海釣り施設」を実施しているのは948組合中23組合(2.4%)、「潮干狩り場」23組合(2.4%)、「ダイビング案内」17組合(1.8%)、「遊漁船業」33組合(3.5%)である。

主な漁業種類別にみると、「まき網・底曳網等」と「魚類養殖」は他の漁業種類と比較して「直売所」と「レストラン・食堂」と回答している割合が高い。同様に、「その他養殖」と「定置網」は「漁業体験(学生

第2図 漁協で実施している観光・レジャー関連事業  
(複数回答)



向け)」と回答している割合が高い。正組合員数別にみると、「正組合員400名以上」では「直売所」を実施している組合は51.7%である。

各事業の目的として「組合経営の財源確保」と半数以上の組合が回答しているのは、「海水浴関連事業」(90.0%)、「釣堀」(87.5%)、「プレジャーボートの管理」(82.1%)、「駐車場」(75.8%)、「サーフボード等の艇庫・倉庫」(75.0%)、「ダイビング案内」(69.2%)、「潮干狩り」(65.0%)、「レストラン・食堂」(63.9%)、「直売所」(55.6%)である。

回答の多かった「直売所」の目的は、「組合経営の財源確保」(55.6%)が最も多く、次に「魚価の向上・維持」(54.5%)、「組合員の所得向上」(21.2%)である。同様に、「漁業体験(学生向け)」は「地元の他組織等からの要望」(69.6%)が最も多く、次に「利

用者等からの要望」(10.9%)である。「レストラン・食堂」は「組合経営の財源確保」(63.9%)が最も多く、次に「魚価の向上・維持」(36.1%)、「地域住民に雇用の場の提供」(19.4%)である。

各事業の収支動向については、「黒字傾向」と半数以上の組合が回答しているのは「駐車場」(58.8%)、「プレジャーボートの管理」(53.6%)、「サーフボード等の艇庫・倉庫」(50.0%)である。「赤字傾向」の回答割合が比較的高かったのは、「宿泊施設」(66.7%)、「水産加工体験」(28.6%)、「漁業体験(就漁希望者向け)」(28.6%)である(回答組合数の少ないことに留意)。回答の多かった「直売所」と「レストラン・食堂」は、それぞれ「黒字傾向」が36.7%と47.2%、「赤字傾向」は18.4%と11.1%である(ほか「収支均衡」)。「漁業体験(学生向け)」は「収支均衡」(71.4%)が最も多く、次に「赤字傾向」(26.8%)である。

現在実施している事業の今後の方針として、「拡大」と回答している割合が高かったのは「クルージング」(100.0%)、「漁業体験(観光向け)」(48.0%)である。

漁協で今後実施したい事業は、「直売所」(7.4%)が最も多く、次に「レストラン・食堂」(5.5%)、「ダイビング案内」(3.2%)である(379組合集計・複数回答)。

九州地方のD漁協では、10年ほど前から小規模な直売所や食堂を開設し、積極的な水産物の販売を通じて利用者の集客・定着を図っている。その取組みも評価され、2年前には市が水産振興施設(水産物販売・

加工施設)を建設し、D漁協は指定管理者として施設の運営を行っている。D漁協の従来の直売所や食堂は当該施設に移転し、以前よりも多くの来場者を獲得している。1階の直売所では、<sup>いけす</sup>生簀での活魚販売や漁師による魚介類の対面販売が行われており、2階の食堂では地元ブランドの水産物等を食材とした料理を提供している。

前述のA漁協では、釣堀とレストラン、自営養殖を行っている。釣堀には自営の養殖魚と組合員から購入した漁獲物を入れており、釣った魚は利用者の買取りで、利用者はその魚をレストランで料理してもらえるようになっている。レストランは、地区内外の人々が会食や会議、法事等に利用しており、慶事や法事の料理の仕出しにも対応している。A漁協のように複数の事業を組み合わせることによって相乗効果が期待されるが、一度に体制を整備するとリスクも大きい。D漁協のように着実に利用者のニーズを把握しながら、利用者の増加・定着を図り、事業を拡大していくことが良策といえる。

一方で、比較的容易に開設できる朝市や夕市に取り組んでいる漁協もあるが、ヒアリングしたいくつかの漁協では、漁業者が値付けを安くしてしまう傾向があり、利益が思うように出ず、途中で中止してしまうケースがあるとのことである。直売に実験的に取り組むにあたっては、値付けや開催頻度、時間、場所等を加味して実施する必要がある。

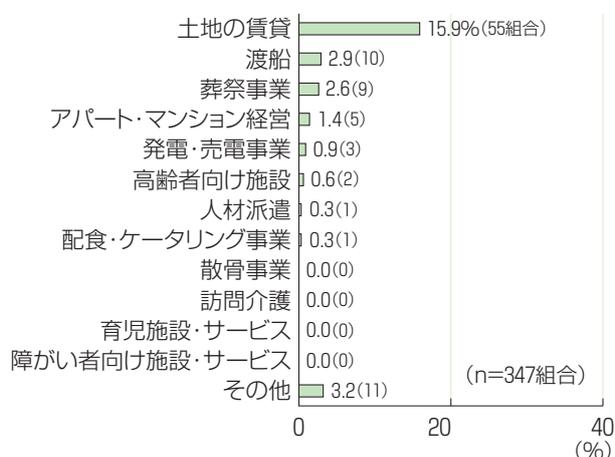
### 3 生活関連事業

漁協で実施している生活関連事業としては、「土地の賃貸」(15.9%)が最も多く、次に「渡船」(2.9%)、「葬祭事業」(2.6%)であり、実施している組合は少ない(第3図)。「その他」としては、「駐車場」「家屋の賃貸」「建物賃貸」「旧事務所の賃貸」「事業紹介所」「ガソリンスタンド」「プロパン」「LPG販売」「スーパーマーケット」等が挙げられている。

今後、漁協で実施したい事業としては、「育児施設・サービス」(2.7%)が最も多く、次に「葬祭事業」(0.8%)である(347組合集計・複数回答)。「育児施設・サービス」を実施している組合は現時点ではないが、「葬祭事業」を実施している漁協の事業目的は、「組合財源の確保」(88.9%)が最も多く、次に「組合員からの要望」(22.2%)、「地域からの要望」(11.1%)である。

実際にE漁協では10年前から葬祭場を保

第3図 漁協で実施している生活関連事業(複数回答)



有して葬祭事業を行っている。きっかけは、E漁協の遊休地の活用と農協の葬祭事業の順調な経営実態からの影響であった。葬祭事業を担当する職員は、半数以上が中途採用で、葬祭業に従事していた人たちである。当初は既存の葬祭場の存在や地域に周知されていなかったこともあり事業収支は厳しかったが、ここ2、3年は利用者による口コミやPR活動によってプラスに転じている。近年は大手企業の参入等もあり経営は容易ではないが、現時点では葬祭事業から一定の収入を得ることができており、漁協の重要な収益源のひとつとなっている。E漁協の職員は、「競合他社の存在しない漁村地域であれば、葬祭事業はニーズもあり、一定の収益源になる可能性があるのではないか」と言う。

E漁協では散骨業者に委託する形態での海洋散骨にも対応している。当初、E漁協で散骨用のクルーザー(飲食スペースやトイレ等が完備)の保有を検討したようであるが、コスト面から見送られた。散骨事業については、散骨時だけでなく、法事を海洋で行いたいというニーズもあり、食事や引き物のような補完財の需要もある。散骨は法規制の対象外(一部地域の条例を除く)であり、漁協の自営事業として検討する余地はあると考えるが、一方で、縁起を重んじる漁業者に受け入れてもらうには難しい面もある。

高齢者向け施設を運営していると回答した2組合のひとつは居宅介護支援事業所(事業内容:居宅介護支援, デイサービス)で、

もう1組合（F漁協）は認知症対応型グループホーム（定員18名）である。両組合とも地域からの要望に対応するために高齢者向け施設の運営をはじめている。

F漁協は、地域からの要望でスーパーマーケット（全日食チェーンに加盟）も運営しており、配送サービスも実施している。今後は買い物代行の導入も検討している。当スーパーの従業員は20名程度で、地域住民への雇用の場の提供になっている。年間売上は4億円を超えており、収支は黒字傾向である。また、F漁協は鮮魚や加工品を販売する直売所を自営スーパーの隣地で運営しており、スーパーで販売する切り身や刺身等の提供は当直売所が担っている。直売所はピーク時には年間1.6億円の売上げを計上したこともあり、魚価の向上・組合員の所得向上にも貢献している。そのほかに、F漁協は観光向けの漁業体験や自営漁業も行っており、相乗効果もあって各事業の収支は黒字傾向になっている。

## おわりに

ヒアリングした漁協の多くは、「現状を打破するための取組みをしたい」「現状のままでは状況が悪化していくだけ」という認識をもっていた。そのようななか、新たに取り組みたい事業が明確な漁協もあれば、「何かしたい」が具体策がわからないという漁協もあった。

事業が明確であるが取り組まれている理由としては、資金面が一番であったが、

ほかにも「誰がするのか」という人員や「漁港内に食堂を作れない」等の規制の問題を挙げていた。資金面については、国や市町村の補助事業を活用して乗り越えたというケースもあったが、「新規事業に失敗したらどうしよう」という思いから事業の着手を躊躇している漁協は多い。そこで先述したA漁協のように移動販売車を試験的に1台導入してみたり、D漁協のように小規模な直売所からはじめることによって、事業性・発展性をテストしながら、リスクの小さいやり方で事業を立ち上げるという方法もある。あるいは試験的に小さく事業に取り組める行政等による支援があると望ましいと考える。

具体策がわからない漁協においては、組合内部や組合員との話し合い、もしくは水産業普及指導員や地元の他組織等からのアドバイスを求める機会等をつくることによって解決できるであろう。また、今回のアンケート結果を活用していただくのもひとつである。

漁協が新たな自営事業に取り組むことは容易ではないが、経営的に厳しい漁協は既存事業の改善と新たな収益機会を模索・実現しながら収益の改善に努めていくしかない。資金繰りや人材不足という課題を抱えながらも、それに屈することなく前向きな取組みをしている漁協はある。できない理由を探して諦めるのではなく、組合員や地域を巻き込んで新たな事業に挑戦することが必要である。

（おなか けんじ）

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(64)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(65)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (6362) 7755  
FAX 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259
2017. 8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032
12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380
2018. 1	64,825,490	1,883,093	37,841,674	23,210,871	56,079,227	10,569,377	14,690,782	104,550,257

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,470,682	-	2,305,217	63	3,976	-	56,779,938
水産団体	1,822,731	100	102,677	1	33	-	1,925,542
森林団体	1,713	-	6,506	-	204	-	8,424
その他会員	2,219	-	5,392	-	-	-	7,610
会員計	56,297,345	100	2,419,793	64	4,213	-	58,721,514
会員以外の者計	432,727	30,644	427,728	78,700	5,104,496	29,681	6,103,977
<b>合計</b>	<b>56,730,072</b>	<b>30,744</b>	<b>2,847,521</b>	<b>78,764</b>	<b>5,108,709</b>	<b>29,681</b>	<b>64,825,491</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。  
2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 274,865百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	1,134,202	106,841	111,578	-	1,352,622
	開拓団体	16	9	-	-	25
	水産団体	26,889	3,216	7,572	-	37,677
	森林団体	2,264	3,462	2,284	4	8,014
	その他会員	1,012	690	20	-	1,722
	会員小計	1,164,383	114,218	121,454	4	1,400,059
	その他系統団体等小計	93,580	9,842	44,808	-	148,231
計	1,257,963	124,060	166,262	4	1,548,290	
関連産業	3,336,899	43,727	848,054	2,014	4,230,693	
その他	4,657,580	3,663	129,152	-	4,790,395	
<b>合計</b>	<b>9,252,442</b>	<b>171,450</b>	<b>1,143,468</b>	<b>2,018</b>	<b>10,569,378</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802
11	8,658,255	56,692,778	65,351,033	-	1,990,737
12	8,733,111	56,949,401	65,682,512	10,000	1,937,230
2018. 1	8,070,243	56,755,247	64,825,490	-	1,883,093
2017. 1	7,181,012	54,331,011	61,512,023	-	2,542,440

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2017. 8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113
11	67,954	26,539,603	56,910,855	13,086,245	3,528	-	169,845
12	62,472	27,407,588	57,134,991	12,042,840	7,770	-	172,358
2018. 1	65,879	23,144,992	56,079,227	12,002,792	7,046	-	171,449
2017. 1	90,853	23,348,895	62,102,940	13,023,521	2,488	-	170,784

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2017. 8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037
9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038
10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038
11	64,667,885	63,501,487	1,363,801	1,537,232	1,954,038
12	65,494,440	64,003,705	1,302,452	1,677,232	1,954,038
2018. 1	65,032,036	63,827,664	1,341,405	1,677,232	1,954,038
2017. 1	62,366,706	61,191,019	1,336,787	1,159,311	1,933,991

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2017. 7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502
10	33,854,353	67,318,345	101,172,698	600,332	428,293
11	33,555,343	67,651,283	101,206,626	582,688	411,604
12	34,194,161	68,123,018	102,317,179	593,581	429,637
2016. 12	32,489,958	66,943,574	99,433,532	501,969	340,801

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565
-	2,078,456	3,480,488	31,973,318	104,874,032
-	2,498,641	3,480,488	32,936,509	106,545,380
-	1,972,619	3,480,488	32,388,567	104,550,257
-	1,956,588	3,480,488	38,381,720	107,873,259

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565
9,284,706	1,083,738	2,079	10,540,370	1,552,000	9,259,722	104,874,032
9,390,147	1,118,635	2,614	10,683,755	1,335,000	9,913,804	106,545,380
9,252,442	1,143,468	2,017	10,569,377	2,090,000	12,593,736	104,550,257
9,795,840	1,080,502	2,503	11,049,629	670,602	10,607,852	107,873,259

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925
67,500	43,402,519	43,350,170	20,000	823,123	18,015,968	7,187,316	1,765,044
81,049	44,124,017	44,078,410	30,000	831,932	18,147,091	7,280,854	1,784,539
65,213	43,465,234	43,412,487	25,000	826,851	18,429,347	7,277,855	1,776,740
66,839	41,376,531	41,326,697	20,000	731,262	17,668,544	6,902,034	1,685,332

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654	
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654	
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654	
413,866	76,266,545	76,042,469	3,962,392	1,652,906	21,709,893	215,391	654	
435,079	76,266,032	76,018,489	3,954,781	1,632,313	21,679,360	161,950	654	
471,685	77,352,792	77,115,191	3,955,826	1,619,274	21,622,111	161,304	654	
479,519	74,162,677	73,945,383	4,051,305	1,686,206	21,684,303	168,546	657	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017. 10	2,453,362	1,743,109	23,970	55,424	16,257	1,931,900	1,913,234	80,378	482,474
11	2,467,226	1,758,647	23,969	55,429	17,898	1,954,020	1,934,025	80,651	476,974
12	2,447,399	1,746,278	28,068	55,429	16,544	1,948,928	1,926,383	81,822	469,363
2018. 1	2,424,144	1,719,017	28,068	55,429	18,420	1,923,920	1,905,311	82,242	467,816
2017. 1	2,406,540	1,717,990	19,371	54,943	17,647	1,891,558	1,871,478	81,888	469,287

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2017. 8	777,218	421,165	91,374	65,355	107,009	5,893	775,061	765,900	400	153,494	7,368	80
9	788,097	426,748	92,371	65,254	107,112	5,942	790,176	780,640	400	153,888	7,295	80
10	826,612	455,408	90,737	64,433	107,174	6,571	832,479	823,342	400	153,046	7,238	80
11	814,665	440,167	85,659	61,319	107,038	6,870	825,536	816,669	400	149,106	6,989	79
2016. 11	814,626	439,365	87,352	63,546	107,352	6,786	823,829	814,949	400	153,321	8,008	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。





## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2018年3月20日現在、掲載情報タイトル4,264件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。  
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録  
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 標準 拡大 > サイトマップ > リンク集 > English

Google カスタム検索 検索

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

Q キーワード検索 検索 > ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録  
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

更新情報 Update RSS > 更新情報一覧

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

ツイート 33 いいね! 40

8-1 6 つぶやく

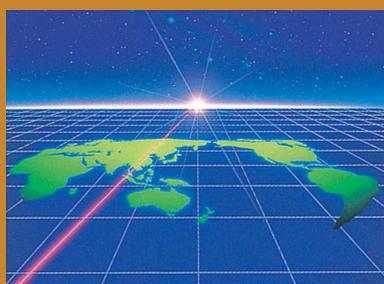
お知らせ News > お知らせ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年4月号第71巻第4号〈通巻866号〉4月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社